

平成20年第3回
利根町議会定例会会議録 第4号

平成20年9月9日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	8番	佐々木喜章君
2番	高木博文君	9番	今井利和君
3番	西村重之君	10番	五十嵐辰雄君
4番	白旗修君	11番	会田瑞穂君
5番	守谷貞明君	12番	飯田勲君
6番	高橋一男君	13番	若泉昌寿君
7番	中野敬江司君	14番	岩佐康三君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	井原正光君
総務課長	福田茂君
企画財政課長	秋山幸男君
広域行政推進室長	木村克美君
税務課長	矢口功君
町民生活課長	高野光司君
健康福祉課長	師岡昌巳君
経済課長	石井博美君
都市建設課長	飯田修君
会計課長	蓮沼均君
教育長	伊藤孝生君
教育委員会事務局長	鬼沢俊一君
水道課長	飯塚正夫君

1. 職務のため出席した者の氏名

議会事務局長	吉浜昇一
書記	蛭原一博
書記	坂本隆雄

1. 議事日程

議事日程第4号

平成20年9月9日(火曜日)

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

議長(岩佐康三君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

議長(岩佐康三君) 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、通告順に質問を許します。

6番通告者、2番高木博文君。

[2番高木博文君登壇]

2番(高木博文君) おはようございます。

傍聴席の皆さん、朝早くから本当にご苦労さまです。私の持ち時間は1時間ですけれども、ひとつよろしく願いいたします。

6番通告、2番の高木博文です。

私は、大きくは2点について、具体的には数点の質問をいたします。

まず第1は、利根町総合振興計画基本構想の見直しの関係と、都市計画マスタープランの改定についてであります。この両者は不可分密接な関係にあり、整合性が求められる関係にあると思われます。当然のことながら、利根町の将来を左右するものであります。既に、まちづくり勉強会等も開催され、住民参加のまちづくりが追求されているやに聞いています。平成11年に作成された利根町都市計画マスタープランでは「住・産・遊の調和のとれた田園都市」サブタイトルとしては「人の心に住み続ける町を目指して」を利根町の

将来都市像としてうたっております。この基本は変わらないものと思われませんが、今回の見直しの目玉は何になるのか、今後の具体的なスケジュール等についてもお聞かせいただきたいと思います。

また、マスタープランの基本構想の前提としては、利根町の現況を踏まえたものになるかと思いますが、3月議会における総合振興計画基本構想の見直しにおいて、利根町は、人口がふえないもとの、少子高齢化が一層進む、10年後には高齢化率が30%台後半に到達する見通しであります。このことに留意したマスタープランになるのかどうかを具体的にお伺いしたいと思います。

また、旧利根中の跡地利用も含めて、土地の高度かつ有効な活用が、町長からは再三聞かされておりますけれども、適正な土地利用が図られたまちづくり、これは当然のことですけれども、同時に、住民大多数は、安全に暮らせるまちづくり、ゆとりと優しさのある元気なまちづくりを望んでいるものと思います。旧利根中跡地の商業地域への用途地域変更の今後の見通し、これは具体的な、時間的な見通しをも含め教えていただきたいと同時に、住民の要望等を、今後どのようにこのマスタープランの中に反映させていくのか、この点をお聞きしたいと思います。また同様に、旧布川小や旧東文間小の活用についても、住民のニーズを把握して活用を図るべきと考えておりますけれども、これについての町長のお考えを聞きたいと思います。

加えて、これは6月議会でも質問したことでありますけれども、町の財産の有効活用を、日ごろ、町長、主張されております。その立場から、町の公共施設として、現在使われている以外の公有地等があれば具体的にお聞きをしたい、このように思います。

大きな2点目です。これは議員の政治活動のあり方について町長のお考えを伺うものであります。

6月議会において、同僚議員の政治活動に関連し、問責決議とともに政治倫理審査請求が出されるなど、紛糾をしましたが、その政治倫理審査会の審査結果をお聞きしたいと思います。

また、その経過の中で、町職員が命を受けて取手警察等に問い合わせし、電話でのやりとりを公文書に作成した経過について、町長にお伺いしたい。議会報告や請願署名等は、議員のかかわる大事な政治活動であります。これが行政職員から妨害されるということになれば、我々としては安心して政治活動はできないことから、倫理審査会の結果及びその間に明らかになった問題点をただしたいと思っております。

また、この審査請求は、場外馬券売り場誘致を推進する住民運動団体の代表を中心に行われたものであります。同団体は「取手市民新聞」等において誘致賛成の立場からキャンペーンを行ってきました。町長自身もこの新聞には何度か登場されております。この団体及び代表者と、どのような関係であるのかを率直にお伺いしたいと思います。

いずれにしても、行政の責任者が、町を二分するような問題に関連し、紙面に登場する

ことは、住民に誤解を与えることから、このような言動は控えるべきと思いますが、このことについてもお考えをお伺いしたいと思います。

これで1回目の質問を終わりますけれども、答弁をも含めて、私の持ち時間は1時間しかありませんので、ぜひとも答弁の方も簡潔にお願いをしたい。

以上、1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、高木議員の質問にお答えをいたします。

まず、1点目の利根町都市計画マスタープランとまちづくりについてというようなことでございます。

議員ご承知のとおり、今町では、昨年、第3期基本計画の策定を、第4次利根町総合計画の一部見直しを行いました。これに伴いまして、平成10年度に策定いたしました都市計画マスタープランと乖離が生じておりますことから、今年度、総合振興計画との整合性を図るために都市計画マスタープランの見直しを行うものでございます。

ご質問の、見直しの目玉は何かというようなことでございますが、3月議会でお示しし、皆様方に採択をいただきました第4次総合振興計画基本構想を基本とするものでありまして、この域を越えての新たな事業、あるいは政策の位置づけはございません。

第4次総合振興計画基本構想では、将来人口の修正と、若草大橋開通に伴いましての土地利用を見直ししたものでありますので、都市計画マスタープランの見直しにつきましても、基本的には総合振興計画を軸として策定するものでございます。具体的には、都市計画マスタープランは、振興計画に即して、長期的視点に立った将来的な土地利用、また、都市施設整備の基本的な方針を定めまして、住民の生活環境の向上となる方策を計画的に進めるためのものでございます。定めるべき都市施設に関するものといたしましては、道路交通、公園、緑地、河川、上下水道、公共公益施設、また景観、防災などについても対象として策定に当たっていくことになるかと思えます。

今後のスケジュールについて、都市計画マスタープランについて申し上げますと、今回は、今までの都市計画マスタープランの見直しでございますので、今の計画の項目に沿って現況と課題の抽出をいたしまして、そこから将来都市像を描いてまいります。それを全体構想と、町を、文、布川、文間、東文間の4地区に分けた地区別構想の2本立てで計画策定してまいります。この計画に住民意見を反映させるということで、まずは、総合振興計画で、住民意識調査を実施したのから、都市計画に関するまちづくりに対するものを抽出し、素案づくりをしてまいります。

次に、まちづくり協議会の中で、計画策定にかかわっていただきます。前回策定時から、都市計画マスタープラン策定のため、利根町まちづくり協議会設置要綱というものがござ

います。今回も11名の方に委員の委嘱をする予定であります。さらに、まちづくり協議会の中に、地域の意見を取り入れられるよう、35名の方に、4地区から、地区別、地区分科会開催のためにご協力をいただくことになっております。

このように、住民意見を反映した原案をつくって、県との内容を調整、説明でございますけれども、説明いたしまして、都市計画に関する計画でありますので、最終的には、利根町都市計画審議会において、諮問、答申して、都市計画マスタープランの策定が完了となるということでございます。事務的には、コンサルタントに任せる、今までは任せてつくっていたのですけれども、今回は職員手づくりで進めております。

また、この計画は、地図やデータなどの資料が多く、まずそれらと並行して作成をしているために、素案づくりに時間がかかっております。この素案をたたき台といたしまして、今月下旬に、第1回の地区分科会とまちづくり協議会を開催する予定でございます。これを10月から11月にかけて何回か開催し、原案を策定して、庁内の策定委員会で案を固め、県関係課に説明を実施したあと、町の都市計画審議会に付議し、日程としてはちょっときついなというふうに思っておりますけれども、12月中に、都市計画マスタープランを完了させたいというふうに考えております。

それから、少子高齢化に留意したものになるのかということですが、もちろん、総合振興計画で、人口の見直し、修正を行っておりますので、各都市施設の整備等を盛り込む場合には、人口や年齢層などを視野に入れながら、また、総合振興計画との整合性を十分に見きわめながら、マスタープランの見直し作業を進めていくということになるかと思えます。

しかしながら、ご承知のように、町の計画は、総合振興計画が最上位の計画でありますので、その下には幾つかの計画があるわけです。そのうち、都市計画部分を受け持つのがこの都市計画マスタープランであります。高齢化等に留意した計画づくりというよりは、住民の方々が快適に生活できるような調和のとれた都市づくりという視点で計画をしていくべきものと考えております。

次に、旧利根中学校の跡地利用の今後の見通しと、住民の声をどのように生かすかとのことですが、旧利根中学校の跡地活用につきましては、現在、用途地域を、第1種中高層住居専用地域、これは今の建物の跡でございます。それから、下のグラウンドの方は第1種低層住居専用地域でございます。これらの土地をさらに高度利用できるように用途を変更するものでございまして、都市計画マスタープランの見直しを進めているところでございます。そしてこれらの条件整備が整った時期を見計らって、インターネット等を活用いたしまして、広く情報を発信し、利用したい、進出したいと思う事業者を募っていきたいというふうに考えております。

旧布川小学校と旧東文間小学校の跡地の利用につきましては、町民の皆様方から、利活用を決まるまで、一部施設を開放してほしいというようなご要望がございます。このこと

から、どのような形態で開放できるか、検討しているところでございます。また、両小学校の跡地の利用につきましては、町民の皆様方のニーズを第一に考えるか、とのことでございますが、もちろん町民の皆様のご意見等をお聞かせいただいで、町の活性化が図られるような利用の方法を検討していきたいと考えております。

また、町の公共用の施設以外の町有地などの詳細につきましては、担当課から答弁をさせます。

次に、議員の政治活動のあり方についてのご質問の中で、政治倫理審査委員会の審査結果について、でございますが、審査結果につきましては、政治倫理条例第11条第2項の規定により、町民は、審査結果報告書を閲覧できることになっております。政治倫理審査請求は、議員個人に関するものであり、その審査結果につきまして、議場において積極的に公表することではないというふうに考えております。

次に、取手警察署に問い合わせをした件につきましては、旧利根中学校の跡地の利活用の問題で、住民の皆様方から、場外馬券発売所の設置が原因で犯罪等が増加することが事実なのかとの問い合わせが多くございました。そういうことで、3月、そういったことが3月議会定例会以後に寄せられるようになりました。町といたしましては、この問い合わせに関する情報を把握していなかったものですから、情報を把握しておく必要があることから問い合わせを行ったものでございます。

次に、場外馬券売り場誘致を推進する住民運動団体及び代表者との関係は、とのご質問でございますが、私は、面会をしたい、希望したいという方がおられれば、公務が入っていない、または特別な事情でない限り、直接お会いをして話を伺ってところでございます。また、この新聞等につきましても、私、何ら関係がございませんので、お答えしようがございません。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

町の公共用の施設以外の町有地などについてでございますけれども、宅地が約1万1,437平方メートル、山林が2,098平方メートル、その他としまして18万8,150平方メートルがでございます。

宅地でございますが、施設があるもので主なものは、利根消防署敷地、医師会病院の敷地、農協倉庫支所跡地などでありまして、施設がないもので主なものは、利根ニュータウン内の宅地、羽根野台の宅地、八幡台の宅地などがございます。宅地のうち処分できるものについては売却を進めていく予定でございます。

次に、その他でございますが、地区集会所敷地としまして12カ所、共同墓地、公園用地、これが約6万3,000平方メートルほどでございます。残りにつきましては、浄化センター周

辺や高規格堤防事業関係用地などの雑種地、それから池沼などがございます。その中に、旧利根中学校の跡地 4 万 1,426 平方メートルも含まれてございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2 番（高木博文君） 2 回目の質問に移らせていただきます。

今、町長から、都市計画マスタープランの改定についてのあらすじといいですか、基本についてはご説明ありました。確かに、私が確認しております平成 11 年に作成されました都市計画マスタープランの概要版においても、おおむね町長はお答えなられたような考え、構成で組み立てられておりますし、基本は変わりはないと。しかし、この時期における目玉というのは、確かにこの十一、二年の変化を受けての、利根町の財政事情等も反映した形での検討だろうというぐあいにあるところであります。

私が、今回の都市計画マスタープランを検討する上において特に留意していただきたいのは、利根町の年齢構成が、当初予定していたその数字よりも大きく高齢化し、またその速度が早いということであります。この時点においても、平成 32 年度は 3 万人という見直しする以前の数字でこれをつくられておりましたけれども、この時点での数の置きかえだけじゃなくて比率の面においても、かなりテンポが早いという事実が明らかになっております。

そしてこのプランの中では、都市計画の主たる中身ではないという性格もあるのでしょうかけれども、住民の福祉に関する部分は、非常に、どう言いますか、小さく扱われております。福祉まちづくりの問題点、課題の一つとしてあげられておりますけれども、人に優しいまちづくりという 1 行が記述してあるのみで、具体的には全く触れていないと。11 年前は、さほどの問題意識をもっていなくてもよかったのでしょうかけれども、今後利根町の 10 年、15 年後を考えると、やはりこの問題は避けて通れないと、私はこのように思うところであります。

利根町におけるそうした高齢化の一方、利根町中心部、住宅地における介護福祉施設は、非常に少ない現状にあるのではないかと思います。もえぎ野台につくられる予定の介護施設もその後前進を見ていないやに聞いておりますし、小規模の部分をつくられておりますけれども、そういったものはないと。施設介護から在宅介護に移ってくる今の流れの中で、住宅地に密接した、やはりグループホームとか、あるいはデイサービスとか、町が直接やれとは申しませんが、そういうことを誘致する、そういうこともこの時期、利根町としては真剣に検討しなければならないのではないかと考えております。

昨日来いろいろこのマスタープランについて質疑が行われておりますけれども、どちらかといえば、利根中の跡地をどうするか、用途地域の変更の定義、質問する議員の側も、答弁される町長の側も、そういうところで中心にやりとりされておりますけれども、私はやはり今後の利根町がどういう年齢構成になるのか、あるいは産業の基本となる農業政策

等がどう生かされていくのか、そういう部分をもっともっと真剣に検討されなければならないのではないかと。

そのことから言うならば、今回新しいマスタープランを再検討するということであるならば、本来は、平成11年につくられたこのマスタープランが、その後どういう動きを経て今日に至ってどこまで到達し、どこに現況との違いがあるのか、今後それを踏まえてどうしたらいいのかということは検討されなければならないと思うのです。

ちなみに、平成11年の時点で、利根町職員の名簿を、私夕べ探して見てみました。町長自身は多分議員になっておられて産業建設委員会に所属されておられた時期かと思えますし、ここに約10何名かの課長さん等がおられますけれども、そのうち十一、二名は少なくとも当時、主任もしくは係長以上、課長の方も半数ぐらいおられるということでもあります。そういう意味では、長年この利根町の行政にかかわってきておられると、当時つくられたこのマスタープランに基づいて本来仕事を進めてこられたと思うのです。そういう意味では、私は外部のコンサルタントなんかに頼む必要はない、これは町長が言われるのと全く同感です。

そういう経験を経て、この作成時にもう既に行政の中心を担っていた方々が、みずからがかかわってきたこの間の経過を踏まえて、今日の利根町の現況と、さらには12年後とか、15年後を見越して、どういうまちづくりをするのか、そういう立場で今回はつくらなければならないと思えますし、当然そこには、今どこの自治体も、町おこし等を考える上では、行政と住民とが協働して行うということを強調しております。この場合でいう協働とは、協力し働くということです。したがって、計画をつくる段階において積極的に発言をし、その計画づくりに貢献すると同時に、つくられた計画については、行政と住民とが一緒になって、実際の労働力を担い手にもなって、住民もそこに参加をしていくというのが、今日求められているこの種のまちづくりであります。

私は、利根町においても、このことを具体化を図って、近隣自治体のお手本になるようなまちづくりをぜひやっていただきたいというぐあいに思います。この間、フリフリグッパとか、デマンド型タクシーとか、いろいろ進んだこともやられておりますし、これは私が言うものの先取りだと思えますし、そのことは積極的に評価をいたします。しかしもっとそれを身近なところで数多く行うことが必要じゃないかと、そのために、私は、学校施設等の跡地の活用も含め検討していかなければならない。

そういう意味で、町長の方に先ほどお尋ねしたのは、用途地域の変更について、どれぐらいのテンポでいくのかと、恐らくは、町長自身、明確におっしゃらなかったと思いますが、当初、早ければ来年3月云々という日程が、かなり難しいということをお感じになっておることと思います。マスタープランの作成は作成としながらも、具体的に用途地域の変更ということになれば、もっとそれはずれ込むだろうと。また、第1種中高層住居専用地域から一足飛びに商業地へ転用できるのかどうか、これはかなりの難しさがあってもっ

と長い時間がかかるということであるならば、当面二、三年のめどで、ここの施設をどう使うかということも考えていって、本当に用途地域の変更がなって、町長が望むように、商業地に用途地域を変更し、そこに外部から進出してくる企業とかいうところがあれば、そこで速やかに転用できるような体制をつくっていったらどうだろうか。

二つの小学校の跡地について、住民から開放を望む声があるならば、なおのこと、積極的にそれをこたえて、まず今やれることとしてどう実践していくのか、利根中の跡地についても、他の議員からも、幾つかの案等も出されておりますし、私も今まで、何回となくそのことを言ってきておりますし、近い将来の部分と、先の将来の分とを整理をしながら、適正な土地利用、また、高度有効な利用というものを私も否定するものではありません。しかし、あれをそのまま1年、2年と遊ばせておくということは、さらに維持費とかさまざま維持管理の上での問題が出てくるのじゃないかと、このようにも思いますので、ぜひそういう方向も含めて検討していただきたいというぐあいに思うわけであります。

去年の茨城新聞の記事でありましたけれども、学校統廃合のあと、約10の自治体、20の学校跡地の活用方法について紹介されておりましたけれども、それを見る限りにおいては、どこもいろいろ苦勞をしているようです。まず、解体するにも費用がかかるし、解体するにはもったいないと、何とかそれを全体の施設として活用できるか、あるいは借りるといって人が出てこないかということによってやっておりますが、その新聞で報道されている限りでは、まだ一つもないようです。かなり山奥で一見へんぴなようであっても、今日のグリーンツーリズムとかいうさまざまな流れを考えてみた場合、それをどう転用していくのかということでは一部成功している事例もあるようでありますけれども、多くのところがいろいろ苦勞しているという実態があるわけです。

したがって、一遍に理想的な形を求めるものではなく、まず住民のニーズをよく引き出して、それを生かしていくというワンステップあってもいいのじゃないかというぐあいに思うわけであります。特に、利根中跡地は、住宅地に隣接した場所でもありますし、また利根町には、小学校中学校以外プール全くないわけですから、今後の高齢化社会見越しての若いときからの健康づくりということを考えてみた場合、こうした学校施設はさまざまな意味で、趣味をも含め、住民の生活に有効に生きるのではないかということで、公共、用途地域の変更をただ待つのではなくて、その間においての具体的な手だてをぜひご検討いただきたいというわけであります。

町の公共施設以外の公有地について、企画財政課長からご説明ありました。これにつきましては、ただ、ここで聞き取るだけでは十分ではありませんので、後で、またそちらの方をお伺いしますので、何らかメモという形でいただけたら幸いに思います。

二つ目の点であります。

これは6月議会において、冒頭から問責決議が出される、あるいは同日付で政治倫理審査請求が出されると、かなり紛糾したわけであります。これは別に私は興味本位で聞くわ

けでもありません。議員の活動に大きく影響する、また、そこで出されたさまざまな書類等を見たときに、町の職員がそれに具体的にかかわっている、当然これは課長なり、町長なりの指示を受けてそういう作業をしたのではないかと、議員の政治活動にかかわって、行政という立場にある人たちが、たとえ住民から疑問の声があったからといって、そういうことを安易にやっていいのかどうか、この立場から追及をしたところであります。

特に、同僚議員と申しますか、もう具体的に申しますと、守谷議員の件でありますけれども、彼の議会報告が配られた時期、中身、そしてその中身について取手警察ほかに問い合わせた日時、これが非常に疑問に思われる点があります。

この公文書を開示してほしいという倫理審査請求をした当事者からの申し出は、恐らく5日に正式にはなされたのではないかとというぐあいだと思います。そして開示の決定が、多分その時点でされて、そしてその翌日には倫理審査請求が行われる、そしてまたその公文書自体、5月16日に電話で問い合わせをし、19日に督促をし、21日にそれをしたためたと、そして、取手市警察が窓口になって、ひたちなか東とか西とかの警察署、こういったところの状況を電話で伝えたようでありますけれども、そのやりとりの中では、5月25日までは欲しいのだということ言われたやに、取手警察の関係者から聞いております。

この5月25日は、そもそも何の日であったかというのは、場外馬券売り場にかかわる住民説明会兼公開討論会と銘打った4回の集まりの一番最初の日です。利根町公民館で行われた日であります。6月5日か6日に開示請求をし、6日にそれを手にしたはずの人が、5月25日の時点で、私は公式の文書を持っているということで、その説明の場で発言がありました。そして、5月25日付の「取手市民新聞」これは多分日にちは後づけということになるのでしょうかけれども、ごめんなさい、先づけというのか。実際にだから発行されたのは、もっとそれから1週間ぐらいたっておると思いますけれども、この5月25日付の「取手市民新聞」で、「偽りの情報で反対署名集め、議員としてあるまじき行為と非難」こういう困みの記事がちゃんと出されております。

私は、当日これを聞いた時点で、その発言した人に対して抗議をいたしました。出席もしていない人に対し、事実関係を明らかに示さないがまま、一方的にそういう決めつける発言することは妥当じゃないと、撤回すべきだということ言ったわけです。この記事の中でも、このほど公式回答が寄せられた、公開討論会の会場で回答書を読み上げ、いたずらに町民の不安をあおり反対署名を集める議員にあるまじき行為、と厳しく非難したということまで書いておるわけであります。

6月6日に開示される、されたその中身が、なぜ5月25日の時点で特定の手元にあるのか、これらを考えてみた場合、5月16日、19日、21日、一連の流れで、取手警察等と接触をした、そのことも極めて意図的なものであったと、ある特定の議員をおとしめるか、もしくはこの時期取り組まれた請願署名のその位置づけを低くめるために意図的にやられたもの、というぐあいに私は認識するところあります。

それとこの「取手市民新聞」、この前にやった公民館における学習会ほか、大体4回か5回出されております。私の記憶では、2回ほど町長も——町長が直接取材を受けたのかどうかは知りません——だれか町長の名をかたって写真を使ってやったわけですが、確かに町長はその中では、場外馬券場の問題についてストレートには触れておりません。しかし、さまざま利根町の財政事情の悪化の問題をやる挙げながら、安定的な財源が必要なのだと何を何回にもわたって述べておられる、その他の記事とあわせたら、町長誘致はないけれども、これは町長が後押ししているのじゃないだろうかと、そういう誤解を与える中身のものであります。

そういう意味では、私はこの「取手市民新聞」、さらには、今回、倫理審査請求をされたその人と町長と何がしかつながりがあるのかなと思いましたが質問をしたところであります。

ちなみに、町長は、倫理審査会の結論は、言うのは適当ではないということで、お示しいただきませんでしたけれども、私は公文書の開示決定を求めて、決定されたその文書を持ってあります。

結論から言いますと、政治倫理審査会は、政治倫理条例に違反しないと思うと、品位と名誉を損なうような行為でもなく、不正の疑惑をもてるような行為でもないと思うと、基本的には、政治家は政治の中で闘うべきであるし、その中で町民が判断して、そこで今回の勇み足、あいまいな表現とか、確実でない数字を一部使っているということは、いろいろ指摘してありましたけれども、そこで今回の勇み足についてたしなめるというのも、同僚議員であり町民であると思うと、これが5人の委員さん、ほぼ共通する認識、そして代表的な意見であります。

倫理とは、人としての当然の行い、道徳というぐあいに辞書では書かれております。そういう意味で、議員としての倫理に反する行為ではないという形で倫理審査会では結論を出しております。

ちなみに、問責決議の問責とは、責任を問うということの意味合いであるようだけれども、その根底になる部分で、政治倫理に違反しない、その同じ理由で出された問責決議が、この議会で採択されたということについては、私は当日反対の意見を述べ、反対の表決に加わった一人でありますから、問題ないにしても、やはりもっともここで指摘されているように、同僚議員がもし間違いがあれば、勇み足があればたしなめる、こういう立場でもって対応していくというのが当たり前ではなかったかというぐあいに思います。このことを踏まえて、町長に、感想といいますか、私が言った事実において、何がしか補足することがあれば、ぜひお答えをいただきたいと思っております。

ちなみに、この倫理審査会の請求は、議長あてに出されておりますけれども、倫理審査会に対しては、町長の名前で出されているはずで、それを受けて、倫理審査会は……諮ったというぐあいになっております。

そういうことからして、何もないところに町長が言う必要はないかもしれませんがけれども、あえてそのことを私自身質問しておるわけですから、やはり倫理審査会の結論そのものについて、やはり明らかにしてもらおうと、このこと自体守谷議員の名誉を回復する一つの手だてじゃないかというぐあいにも思うところであります。

とりあえず2回目の質問をそういうことで終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろ高木議員からご指摘がございました。

まず、都市マスの件なのでございますけれども、議員もおっしゃっておられましたように、この都市マスは今つくるというのは、用途変更を前提にした、前段の段階での都市マスでございますので、この都市マスをつくることによって、県の方でも、では利根町の用途変更はよかろうというような方向が示されることを期待して、今作業をやっているわけでございますし、またそのような前提の中で、県の方からは指導を受けているというようなことでございます。

それで今、議員がおっしゃるように、その都度の用途変更をもいうような、そのワンステップといいますか、私はそれじゃなくて、今その将来を見越した中での用途変更が欲しいというような考えでいます。きのうもちょっとお話ししましたけれども、どういう企業がくるか来ないかは別にいたしましても、申し込みがあった際に、それは利根町では、今の用途では受け入れられませんということであってはならないと思います。ですから、すぐ受け入れられる、あるいは議論することがすぐできるのがやはり一番いいと。泥棒を捕まえて後から縄をなってもしょうがありませんので、その前に広く利活用をできるように、その土地をしておくということが、私の考えでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思います。

それから、つけ加えて申し上げれば、利根中跡地が、大変クローズアップされておりますけれども、よく皆さん方もお考えになっていただければわかるように、利根町のその主要な道路というのは、千葉竜ヶ崎線が今のところ一番の主要道路ですね、その道路を走っている車というのは、1日にもう何万台もありますから、そういったことで、この沿線が一番利用価値が高いから、そういった企業等が、進出してみたい、何かをしてみたいというのであれば、その用途変更は先にして、すぐそれが受け入れられるようにすることが、やはり一番いいのではないかと、それが町の財政を救う道になるというようなことで、今やっておるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、政治倫理の件につきましては、先ほど申し上げましたように、私が口を出すことではないというふうに思っております。ただその、職員が行動を起こした件についてでございますけれども、これは別に私が命令した、指示したというわけではございませんで、住民がそういうふうに不安に思っているそのことに対して、その情報を持っていなか

ったから、本当にそうなったのかどうなったのかということをお聞きしたというふうなことでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

また、議会でこの件につきましては、なるべく議会の皆様方の議論によって解決していただく方向で、行政とはちょっと違いますので、ひとつその辺ご理解いただきたいというように思います。

議長（岩佐康三君） 高木博文君。

2番（高木博文君） 3回目の質問を行います。

町長の方からは、都市計画マスタープランを作成し、その後の用途地域変更、これは一体のものだからこの作業をやっているんだというお話でありました。私もそういうことだろうというぐあいには理解しております。

だから、このマスタープラン作成をやめるということを言っているわけではないのです。これが当初言われているような日程どころか、恐らくかなりの難しさがあって時間がかかるのではないかと、マスタープランそのものは、利根町が独自につくる中身ではありますがけれども、対県との関係で考えてみたら、衣のそでからよろいがのぞくような感じで、この商業地域への変更は、どういうものを期待してやろうとしているのかという、これは事実かどうかは別でありますけれども、そういう思いを抱かせたときに、さまざまなやはり動きが出てきて、思う以上に時間がかかるのではないかと。

さらにまた、私もここに用途地域における建築物の用途制限の概要というものを持ってありますけれども、第1種中高層住居専用地域のその次には、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地帯、近隣商業地帯、商業地域、準工業地域と、幾つも用途地域があるわけでございます。商業地域へいくまでには、かなりのやはり段階を踏まざるを得ないと、運よく一遍でいくのだったら、それはそれで結構かと思えますけれども、必ずしもそうはいかないのではないかとということを考えてみた場合、現在の用途地域の枠内で、住民のニーズにこたえて、とりあえず活用する方向を考えてはどうだろうか、だからマスタープランを作成し、用途地域の変更も県へ申請すると、そしてそれはなった暁には、そこで当然町長おっしゃるように、対外的にもそのことを発表し、応募を受けるといふことにはなるわけですがけれども、私は、そういう意味で、段階的な活用を言っているわけであります。

それといま一つ私自身、やはり危惧の念が消えないのは、町長自身は、商業地域への用途地域の変更と、場外馬券場の話も含めて商業地域にいかなければ、これは何も実現できる話ではないのだと、きのうそれは話が違ふという同僚議員の発言ありましたけれども、私はやはり町長一貫してその説明は私どもにはしていたというぐあいに思うわけなのです。それを考えてみた場合、6月16日の時点で、この本会議で請願が採択されたと、その後の新聞記者等に対する町長の記事、インタビュー記事、あれは利根中跡地に限定しておっしゃられたのか、利根中跡地ではなくて、利根町内にはやはりこれはちょっと無理だろうと

というような考えもあって言われたのか、ついででありますから、ひとつそこを率直にお聞かせをいただきたいと。

取り越し苦労であればいいわけですがけれども、利根中跡地はなかなかハードルは高い、難しいけれども、他の地域であれば、用途地域の変更も含めて実現できるのではないかとということで、再度の働きかけがあるやにうわさとして聞いておりますから、町長があのとときの真意がどこにあったのかというものは、私は、今この話でもって追及しよう、どうこうというつもりはありませんので、率直なところ、あときはこういう思いがあったからこういうぐあいに答えたんだということで、お聞かせ願いたいというぐあいに思うわけです。

それといま一つ、マスタープランの問題にかえりますけれども、私はこれはマスタープランをつくることと、その後の行政とが切り離されてはならないというぐあいに思うわけなのです。ここはお世話になっている職員の皆さんも、長年利根町の行政でかかわってこられた方々です。また、行政の中樞を担っておられる方々だということを考えるならば、このプランに従って自分がかかわった仕事と、それを今の利根町の現状を踏まえるとき、今後どうあるべきかというのは、一部の専門家に任せてというのじゃなくて、自分が、ちょっと言い方をかえれば、自分が町長になればこういう気持ちでこういう立場で仕事をしたいというぐらいの心意気で受けとめて、住民の期待にこたえていくべきかというぐあいに思うわけなのです。

だから、先ほど言われたような手続きでもって住民の意見等をくみながら、仕事をされるということになるうかと思えますけれども、役場内部においても、やはりきょうこへ参加の皆さんだけじゃありません、将来の利根町の行政を担う職員をも含めて、もっと真剣にやはり考えていかなければならないと思うのです。

正直言って、これは非常にいいこと書いてあるのです。10年前が、情勢がよかったからということだけじゃ決してないと思います。今いろいろ言われている千葉竜ヶ崎線、あそこをシンボルロードとして、利根町としては、位置づけてやっていこうと。両側に並木を植えて、きれいな道路にして、利根町のシンボルロード、そこにデッサンした図も入っておりますし、いろいろなことを書いております。本当にこういうことができるならばいいなと思いますけれども、多分できないことも含めて、当時はコンサルタントの人たちを中心にしてつくったものに若干肉づけをしたかもしれませんけれども。今度は町長みずからも、職員の知恵を出して、地についたものをつくっていくんだということをおっしゃられておりますから、やはり職員の皆さんもその心意気にこたえるつもりで、知恵を出し、そして住民の持っている知恵と力を具体的に引っ張り出して、今からの利根町をこうつくっていくんだという立場でぜひやっていただきたい、そのように思います。

そういうことでいうならば、「広報利根町」の9月号ですか、これで地区懇談会の日程等を紹介されておりますね、だから恐らく、また地区懇談会では今の町の考え方等も説明

されるんだと思いますけれども、やはりここでは率直に、住民の声も聞く姿勢をぜひ持っていただきたいと思いますし、そこで不十分であるならば、それを聞く手だてを、十分に住民に示していただきたい、そういったことなどが、お互いに、かみ合う形で、今後の利根町をどうつくっていくのかということと考えていかなければならないのじゃないかと思っています。

この点につきましては、多分企画財政課長が、この地区懇談会とかそういったものについての、主担の課ということでお名前出ていたかと思いますが、どういう位置づけで、この地区懇談会、10月の中旬から4回ほど、これは去年の10月末から11月やった、11月初めにやったあの分と似たようなものじゃないかと思いますが、あれは参加した人数もわずか4回合計で110名ちょっとぐらいですね、そのうち、2回も3回も参加した人を含めてです。だから多数の住民に参加してもらうということと、そこで地についての町と住民との懇談がやれる、そこで不十分であるならば、またそれをフォローする手だても考える、そういったことが求められると思いますし、折から都市計画マスタープランを作成するとか、いう時期でもあるわけですから、ぜひそういう位置づけを求めたいというぐあいに思います。これらについて、企画財政課長のお考えを聞かせていただきたいと思います。

それといま一つ、政治倫理審査会、仕組みではそういうことであるわけですが、私は余りにも、日程をずっと整理すれば、これは文書作成した1人の意見で、あの日時で出し、そして関係者に問い合わせをし、公文書作成したということは、何とも信じがたい中身であります。恐らくこの問題につきましては、後ほど守谷議員が、また別な角度で取り上げるかと思いますが、

公務員は、憲法15条において、2項ですね、すべて公務員は、全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではないということが明記されております。町長も、町民に選ばれた特別公務員でありますし、私ども議員も、そういう意味では公務員であります。職員の皆さんは、地方公務員という身分も保証された、そういう立場にあるわけでありまして、

ここでいう全体の奉仕者、全体というのは、住民全体ということに理解したらよろしいかと思いますが、これはたとえ上司であっても、その上司の指示が本当に正しいのかどうか、その背景にある住民の本当の思いがどこにあるのかということをしかり受けとめての上で、これは行動しなければならないというぐあいに思います。

つけ加えて言いますと、この公文書を、課長不在のために、グループリーダーが代決しておるわけですが、その代決したグループリーダーは、8月1日の異動でもって別なところに異動させられております。こういう一連の流れを見たときに、非常に何か底辺に不純なものがあつたのじゃないかと、これは私だけの疑問であれば取り越し苦労でそれで済むわけですが、少なくとも住民にそういう思いを抱かせては、町の行政や町の職員に対する信頼関係が壊れるというぐあいにも思うわけでありまして、

最後の部分については、別段お答えを求めるわけではありませんけれども、その前者の、

今度もたれる地区懇談会、ここにおいてのねらいと運営について、どう考えておられるのかお答えいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、まず、都市マスの方からお答えをしていきたいと思えます。

議員案じていただいているのは、大変うれしいと思うのですが、やはり私は、どうしても、年度内に見通しをつけたいというふうに思っております。これはさほど私は、難しいことではないと思うのです。つまり私が県へ行っているいろいろお願いしていることと、住民の皆様方と、議員の皆様方が、そうだよとっていただければいいのです。それは違うよと突っ張っているから、なかなか県の方でできないのであって、その辺の議論の話が余り表に出てくると、県は、これは県道ですから、何回も言っているように、町で計画する、町の土地であると同時に、茨城県の土地ですから、ですから、龍ヶ崎、牛久、利根の都市計画の中での土地利用ですから、そういう意味からすれば、私が幾ら県に言ってお話しても、住民の方が、あるいは議会の方が、いろいろと異論があれば、県としてはもう少しまとめてこいよというのは当たり前のことですから、そういうことで、ひとつご協力をいただきたいと思えます。

いろいろちらちら見える話がございますけれども、決して目的をもってやっているわけではありません、広く利用したいために、今まず前提としてやっているということで、これだけご理解をいただかないと先へ進めませんので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、この計画につきましては、今、議員おっしゃるように私も職員に言っております。職員一人一人が、あなたが住んでいる町なんだから、あなたがヘッドとなったらこの町をどうするか、自分自身で考えた中でこの都市マスの中で考えを入れたらどうなのかというようなことで、私と議論しながらやっているところでございますので、ひとつご理解をいただきたいと思えます。

それから、前の都市マスの、何というのですか、いろいろ華やかな計画あるわけなんですけれども、今いろいろ企業等と打診を何回かしたわけなんですけれども、その中で、一番企業等がおっしゃるのは道路なのです。交通網なのです。利根町には4車線の道路ありますかと、それ言われると、もうそれでおしまいなのです。

ですから別に、旧利根中の跡地ばかりではなくて、その沿線の農地を含めた中で、そういうお話をさせていただくと、道路から話を出されると、もうそれ以上私にはできませんので、また、町で4車線を単独でもって確保するような財政能力はございませんので、これは県にお願いするしかございませんが、今、龍ヶ崎市と利根町の境でそれがとまっちゃっている、そういう事情があるということでございますので、この件につきましては、県

の知事なり、あるいは土木部長なりと、あるいは県会議員の方へお願いしに行かなきゃなりませんけれども、議会としても、その辺の意見の提出はできるかと思しますので、私の言っていることが、そうだなと思うのであれば、ひとつ議会も協力していただきたいというふうに思っております。

それから、地区懇談会等につきましては、課長の方から答弁させたいと思います。

政治倫理につきましては、あえていいというので、私から答弁は控えたいと思います。

以上です。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、地区懇談会につきまして、お答え申し上げます。

もうご承知のとおり、9月の「広報とね」の方に記事を掲載してございます。日取りにつきましては10月17日と18日、それぞれ午後と夕方2回ずつ、地区を設定しまして開催することになってございます。

この地区懇談会につきましては、町で持っております施策等の情報を町民の皆様方に説明すること、それから、町民の皆様方が常日ごろお考えになっているご提言、ご意見等を伺って、それをまた施策の中に反映させ、行政と町民の皆様方との協働で、先ほど協働というお話もありましたが、協働でまちづくりを進めていく一つの事業として行うものでございます。

今後のスケジュールでございますが、これから庁内で、町民の皆様方にご説明する内容について各課から出していただきまして、その内容を整理して、懇談会の開催にもっていきたくと、そのように思っております。

議長（岩佐康三君） 高木博文君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を11時15分といたします。

午前11時00分休憩

午前11時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

7番通告者、5番守谷貞明君。

〔5番守谷貞明君登壇〕

5番（守谷貞明君） それでは、7番通告、5番守谷貞明が一般質問をします。

皆さん、こんにちは。

私の今回の質問は、ここにあります公文書2枚あります。利根町企画財政政策グループ

第27号がこちらです。これが2枚目の方で、利根町政策、企画財政政策グループ第46号、この2枚の公文書に基づいて質問をさせていただきます。

質問の前に、私は、ここにも来ておられますが、住民の会の矢本代表から、私が発行した議会報告第2号の記事が、事実無根かつ作為的な捏造であるとして、政治倫理審査委員会の審査請求が出され、先日、審査を受けました。

審査の結果、私の議会報告第2号は、全く根拠がないものではなく、一定の根拠を持ちながらも、表現にあいまいさがあった。しかし、意図的に捏造したものとは考えられず、品位と名誉を損なう行為でもないとして、5人の審査委員全員が、政治倫理審査条例に違反したことは認められないとの審査結果をいただき、潔白が証明され、大変ありがたく思っています。

審査会には、今私が示した、矢本氏から、利根町の行政が発行した公文書2通が証拠書類として、これですね、提出されました。その証拠書類がもととなって、私の書いた記事が作為的な捏造記事と誤って判断されました。それがこの公文書です。そこで、この公文書について質問させていただきます。が、その前に、資料の内容について簡単に説明させていただきます。

1枚目は、この第27号の書類です。表題は、犯罪等の発生事例について（照会）と書かれております。これは問い合わせの文書ですね。まずあて先は、取手警察署根本敏雄殿となっており、照会依頼者は、つまり文書の発信者は、利根町の町長井原正光と記されています。日付は平成20年5月16日で、内容は、要約すると、茨城県内の地方競馬場外発売所オフトひたちなが平成15年9月に開業したが、それに起因して、各種犯罪が増加したとされる情報が伝聞されているが、事実正誤の確認を目的として、下記の項目について照会したく、貴署からご担当署あて確認の上、ご回答くださいとあり、照会項目の内容は、ここから1から3まで箇条書きで、あとからも出てきますのでよく覚えておいてください。（1）暴力団関係者の出入り等が増加し、暴力行為すれすれの事案がふえたとされること。（2）同施設への未成年者の入場が確認され、年間相当数の補導実績があること。（3）上記開業時期を境として、平成12年度から19年度までの間に、一般犯罪、青少年非行及び交通事故が増加したか否かにかかわる実績数値について、であります。

文書作成担当者は、企画財政政策グループ主査兼係長、ここに私名前書いていませんが、これは議運、先日開かれた議会運営委員会で、この文書作成者の名前を公表するのはよろしくない、個人情報上都合が悪いということでした。とんでもないことであります。なぜかというのは、この文書はもう既に公開されています。なのに、町の行政職員で係長という幹部の責任ある立場にいる者の名前をここで使ってはいけないのか、私は、ですから今後、議運に従って話をするとすれば、長ったらしい名前のところ、全部肩書言わなきゃならないですね、こんなばかなことは、開かれた議会であるとは決して私は思っておりません、しかし議運の決定ですから従います。

また、2枚目の書類、これは企画財政46、公文書46号とあります。この書類でのあて先は企画財政課長秋山課長です。発信人は彼の部下です。表題は、取手警察署への犯罪等の発生事例の照会にかかわるてんまつについて（報告）となっており、日付は5月21日、町長の文書発信した日から数えて5日後ですか、5月19日、取手警察には、状況説明を伴うことから、事前に電話したところ、生活安全課長の石川氏が対応するとのことで、今回依頼する照会内容の詳細を伝えた。石川氏は、これから会議があるとのことで、日程を調整したあと折り返し返事をするとのことだった。そこで回答を待つことにした。

ここから以下は原文です。

5月21日、生活安全課長石川氏より電話連絡があり、依頼する予定だった照会事項について、あらかじめ所轄署に問い合わせを済ませたとのことで、次のとおり回答があった。以下は、オフトひたちなかを所管するひたちなか東警察署及びひたちなか西警察署から聞き取りした内容に基づく回答のこと。（回答）照会事項（1）（2）（3）のすべてにおいて該当する事例は認められなかった。また施設開設後、現在に至るまで市民からの苦情や相談は受けていない。以上がすべて取手警察署生活安全課長石川氏との電話連絡でのやりとりであり、どうしても文書での回答が必要ならば、直接所轄署に照会してほしいとのことであった。

また、石川氏からの助言で、ひたちなか市役所及び当該施設オフトひたちなかに対して、同様の問い合わせを行った、と記されております。

そこでこの二つの文書、制作担当者に質問いたします。

1、この第27号、取手警察署長あての、井原町長から発信された犯罪等の発生事例についての照会は、いつだれの指示で起案したのか。

2、またその際、照会事項1から3は含まれていたのか。

3、私がここに抜粋した二つの文書、この二つの文書です。取手警察署への照会文書と、取手警察署からの回答に基づく回答書の内容を、私はここに抜粋していますが、それに間違いはありませんか。誤りがあれば具体的に指摘して訂正してください。

1回目の質問を終わります。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、守谷議員の質問にお答えをいたします。

なお、詳細につきましては、課長から答弁させます。

第1番目の質問でございましたけれども、先ほど来から申し上げておりますように、旧利根中学校跡地の利活用の問題に関しまして、町民の皆様方から、さまざまなご意見や問い合わせなどが寄せられました。3月議会定例会以降に、場外馬券場直売所の設置が原因で、犯罪などが増加することが本当に事実であるかという問い合わせが寄せられるように

なりました。町としては、この問い合わせに対して情報を持っていなかった。ですから、その情報を把握しておく必要があると考えて問い合わせを行ったものでございます。なお、詳しいことは、担当課長から答弁させます。

それから、二つ目のご質問でございますけれども、一つとしては、議員おっしゃるように、暴力団関係者の出入り等が増加し、暴力行為すれすれの事案がふえたとされること。二つ目といたしましては、同施設への未成年者の入場が確認され、年間相当数の補導、実績があるとされること。上記開業時期を境として、平成12年度から平成19年度までの間に、一般犯罪、青少年非行及び交通事故が増加したか否かにかかる実績についてでございます。それから、三つ目といたしましては、質問に、内容に間違いがないかとのことでございますが、報告書等は担当において策定したものでございます。また、報告書については問い合わせ先との電話でやりとりを取りまとめたもので、要旨には誤りはありません。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、補足してご説明申し上げます。

ご答弁申し上げます。

先ほど、町長からもお話ありましたとおり、この問い合わせに、町民の方々からの問い合わせに対しまして、情報を持っていなかったということございまして、情報把握のため問い合わせを行ったもので、内発的なものでございます。

2番目のご質問の、三つの問い合わせ事項につきましては、ご指摘のとおり、事項でございます。

最後の3番目のご質問でございますが、先ほど町長からもお話あったとおり、電話でのやりとりを取りまとめたもので、要旨につきましては、誤りはないということでございます。

議長（岩佐康三君） 質問ありますか。

守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） 2回目の質問になってしまいますが、大変残念です。

何か意図的に、私の質問1に答えていませんね。第27号取手警察署長あての犯罪等の発生事例についての照会文書は、いつだれが、だれの指示で起案しているのか、全然答えていません。課の中でやったなんて、そんなもの答えになりません。だれかが書けと命令をしているわけですね、指示しているわけですね。明確にお答えください。

私が、今抜粋した文書の内容に、ほぼ間違いがないということだったので、引き続き質問いたします。

7月11日に行われた政倫審の審査会で、私は証拠書類第46号、この取手警察署の回答をもとにして書かれた文書です。この文書です。A4、2ページになっています。これはすべて取手警察署生活安全課石川氏との電話連絡でのやりとりであり、ここが大変重要な

ですが、取手警察署経由で照会がなされ、回答も所轄警察署から直接もらっていません。取手警察署経由で回答を得ています。そしてその回答を得たことに問題があると指摘しました。つまり、すべては電話による伝言ゲーム、文書による記録は何一つ残っていません。政治倫理審査委員会の委員の方々も、所轄警察署へ直接本来照会されるべきものであり、またすべては電話による又聞きなので、証拠書類第46号については、証拠としては不十分であるというようなことを言うておりました。利根町の将来に大きく影響する案件について、文書による照会と回答を求めず、電話による又聞きという非常に安易な方法をとったのは何ゆえかお答えください。

2番目は、8月14日、私は、電話連絡の当事者、取手警察署生活安全課長石川氏と、午後1時から2時半まで、1時間半にわたって取手警察署で面会し、お話を聞きました。その際、メモをとることを、後日議会での、メモをとることと、後日議会での一般質問に使用することを了解していただきました。

それでは、メモに従って、メモに基づき、石川課長とのやりとりを簡単に要約いたします。

メモはとった私がこの帳面に書いてあります。これは石川課長が見ています。私が目の前でとりました。

私は、まず井原町長から取手警察署長にあてられたこの照会文書、こういう犯罪がふえたかどうかという照会文書、と、それから取手警察署生活安全課の石川さんから回答をもとにして作成されたこの報告書、この2通、これを彼にお見せしました。お見せしながらお話を聞きました。

私はまず、井原町長から取手警察署に出されたこの回答ですね、についても質問しておりますが。まず最初の質問は、利根町役場から、利根町役場のだれからいつ電話があったのですか。答え、日時ははっきり覚えていない、すべて記憶によるが、企画財政課政策グループの係長と言っていた。

質問、取手警察署長あての照会項目が書かれたこの文書は、これ本人に見せていますが、取手警察署に届いていましたか、そして石川さんは見たことがありますか、この文書。答え、8月14日、きょうの現在でも取手警察署には届いていない。私はこれまで見たこともないし、今初めて見ました。

質問、電話で照会された内容はどんな内容でしたか。答え、5月25日に、地元説明会とか、公聴会とか、そういうようなものがあり、それに間に合わせたい。そこで照会先、所轄警察署の相手を教えてほしい。そして照会内容は、オフトひたちなかという場外馬券売り場施設ができる前と後での犯罪状況に変化があったかどうか知りたい、こういうことだ、ということですね。

質問、この文書には、照会項目として、具体的に、ここに記されている、この下の方に記されている三つの項目があります、先ほど私が言った重要な項目です。その項目三つに

ついでの説明を受け、回答をしてほしいと言われましたか。答え、全く聞いていない。彼は、文書の概要を説明していたようだがよくわからなかった。今この文書を見て驚いている。私は、施設ができる前と後での犯罪状況に変化があったかどうかについて回答すればよいと軽く思っていた。そして会議があるので、後日連絡すると言って電話を切りました。

私の質問です。このあと、どうなりましたか。答え、数日後、先日電話をしてきた利根町の担当者から電話があり、その後どうなっていますかと聞かれ、所轄署への連絡を忘れていたので、これから連絡を取り、折り返し電話すると言って電話を一たん切った。そして、所轄警察署ひたちなか東署と西署の生活安全課の担当者と電話で話し、回答をもらったので、すぐ利根町役場の担当者に電話した。内容は、場外馬券売り場施設ができる前と後での犯罪状況は特段変わらない、と両警察署とも同じ答えだったので、ニュアンス的な部分も含めて答えたと。

で私の質問、1回目、2回目、そして3回目、ともに電話でのやりとりは、間違っただけだったり、微妙な解釈にずれが生ずるおそれがあるので、通常メモを取り、お互いに確認するが、利根町の担当者からメモの読み上げ確認は最後にあったかないか。答え、私はメモをとっていなかった。また、相手からのメモの読み上げ確認はなかった。

そして最後に、私は、オフトひたちなかは、人里離れた場所にあるので、保育園や幼稚園、そして住宅が密集している町の真ん中にある利根町の場合とは、比較しても、環境が違うので参考にはならないと思いますよ。また、ひたちなか市役所にも確認した方がよいのではと伝え、電話を切った。

質問、私の質問、石川さん、あなたがお話しになった内容が、この公文書に記載されていますが、この公文書です。事前に知らされていなかったか。いいえ、知らされていません。今この文書を見て大変驚いています。それに、ここに書かれている箇条書きの1から3についても回答したことになっていますが、それを見ながら、1から3の箇条書きに書かれた照会項目については回答したように、ここに書いていますと。私は回答していないと、なぜならば、聞かれていないからだ。

そしてもっと大きな理由は、暴力団関係とありますが、最近の暴力団には2種類あり、一見してその筋と思われる者と、知能犯罪、経済犯罪等が専門の者は普通の人とほとんど同じで見分けがつかない。また、未成年者についても見分けがつかない者もおりますと、暴力団関係者の出入り、暴力行為すれすれの事案、未成年者の入場、補導、非行、一般犯罪の実績等については、各部署に問い合わせ、正確なデータをとらなければならないので2週間以上かかると思いますよと、その日のうちに軽々しく答えられるような問題ではないと、言うておりました。

これが私と石川課長の面談の一部始終です。

この面談に基づいて、これから質問します。

1、5月25日に地元説明会に間に合わせたいと、企画財政課政策グループの主査兼係長

が石川課長に言ったが、だれの指示で5月25日に間に合わせるように言ったのか。

町当局の主催ではない賛成派の住民の会や、一部の議員が開催した私的な、5月25日の討論会に、何ゆえ行政の、介入するというか、間に合わせるような必要があったのか。

3、5月21日に取手警察署への、犯罪等の発生事例の照会にかかわるてんまつについて、というタイトルで、企画財政課長殿として、秋山課長、あなたに提出されたこの報告書は、決裁され、公文書となりましたが、その後どのように管理保管されましたか。

4、取手警察署長あてに、犯罪の発生事例について照会した公文書第27号と、その照会についての回答報告書の46号、この2通の公文書は、住民に知らせるために、公示または公告されましたか、この2通ですね。住民に知らせるために公示公告されましたか、されているならば、その公告期間と公示された証拠となる文書をお示してください。

5、5月25日の公開討論会で、住民の会の矢本代表は、この公文書を持っていることを公言しました。これをもっていると公言したのです。約300人の参加者の前で、私に対する悪意に満ちた誹謗中傷の論陣を述べたと私は後から聞いています。この討論会に参加していた私の同僚議員も、はっきり矢本氏が持っているというものを聞いています。

矢本代表は、5月21日に作成された第46号の公文書の存在をどうして知り、4日後の5月25日には入手していることになったのでしょうか。まだだれも存在すら知らない公文書を手に入れ、果たしてこのようなことが可能なのでしょうか、大変驚きです。第46号の公文書が勝手にひとり歩きして矢本氏の手に移っていったのでしょうか、そんなことは考えられません。この時点で公文書の存在を知っていたのは、町長と秋山課長、久保田主幹、とこの文書をつくった本人の4人しかいません。だれがだれの指示でこの文書を矢本氏に渡したのか、お答えください。

6、公文書は、言うまでもなく、内容に正確さが求められます。しかるにこの公文書46号は、不正記述及び偽造の疑いが大変濃厚です。その根拠は、警察の担当者の語った話の内容と公文書46号の記述に大幅な違いがあるからです。

相違点の1、取手警察署生活安全課長の石川さんは、照会項目1から3については回答していないと明確に答えています。この公文書46号には、照会項目1から3のすべてにおいて該当事例は認められなかった。2ページ目の頭の方に書いてあります、すべては認められなかった、該当することはなかった、と記載されて、なぜ回答しないのにこのような文書をつけ加えたのか、お答えください。

2、5月21日、生活安全課長の石川さんから電話連絡があり、依頼する予定だった照会事項について、あらかじめ所轄署に問い合わせを済ませたとのことで、次のとおり回答があったと公文書46号には書かれています。つまり、5月21日の電話は、取手警察署の石川さんから先にかかってきたと、この文書はいつているわけです。ところが、私のインタビューでは、石川さんは、石川課長は、数日後、利根町の担当者から電話があり、その後どうなっていますかと聞かれ、所轄署へ連絡するのを忘れていたので、これから連絡をとり

折り返し電話をしてみると一たん電話を切ったと、全く逆のことを言っています。真実はどちらなのかお答えください。

また、8月13日、場外馬券売り場誘致反対派の住民の2人が、ひたちなか市役所を訪ね、この公文書に出てきますひたちなか市役所の笹嶋さん、企画調整課の笹嶋さんら同僚2名と同席のもとに、この住民の、私たちの住民の人とお会いしています。その席で、この公文書46号をお見せして、笹嶋さんからお話を聞いたそうです。

5月20日、これは笹嶋さんの答えです。5月20日、利根町の担当者企画財政政策グループの主査兼係長から電話での照会があり、以下のように答えました。

施設開設前に、地元PTAから、児童への危惧する声が寄せられたことから、設置者を交え、話し合いを持ち、警備員を配備することで解決に至った。以降これまで筆面にあるようなことや、トラブルのたぐいは聞いていませんと回答した。ところが、この公文書46号には、記載されているのは、これまでに、質問にあるようなことやトラブルの一切は認められず、何ら問題はないと言っていますが、私は、一切認められず、何ら問題はないということは言っていないと、この文言が追加されていることに驚いている。また、電話でのやりとりが公文書にされるとは思ってもいなかった、とやや慚然としたような表情で語っていたということです。

何ゆえここでも、相手が言っていない文言までつけ加えたのでしょうか。「一切認められず何ら問題ない」という言葉が追加されているということだそうです、それについてお答えください。

私と誘致反対派の住民2名が、直接相手の担当者とお会いしてお話を聞いた。担当者2名の方々の証言が正しいとするならば、この公文書46号には、3カ所、重大な間違いがあります。今後この3カ所について、厳正な調査を行い、訂正する考えはあるかないか、お答えください。

以上で2回目を終わります。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） 守谷議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、先ほどから申し上げているのですけれども、職員は、住民の不安を取り除くためにその真相を所轄署に聞いたというようなことでございまして、議員がおっしゃるように、これは請願書から端を発したことによるものでございまして、その誘致反対、あるいは賛成議員のその人たちにどういうふうに働くかというのは、私はわかりませんが、情報として、やはり知るといことは、知っておくといことは、これはやはり問い合わせのときの答えにもなりますので、そういう行為に対しては、この文書によるものかどうかは別にしても、そういう行為そのものは、当然してもよかったのじゃないかというふうに思います。

ただ、今いろいろ守谷議員のお話を聞いていますけれども、議員とそのやりとり云々、いろいろ聞きましたけれども、これはあくまで議員個人の行動であって、この場でそういうふうになっても私は全然お答えできません。またそういう細かいことにつきましては、さきの政治倫理の審査委員会の中でのやりとり、その中で持ち出す問題であって、その件に関して、その一端のことをこの議会で一般質問で持ち出されても、私には答弁しようがないというようなことでございます。

また、公文書云々につきましては、今担当課長から、その辺の発送ですか、発送したのかしないのかも含めて、答弁させたいと思います。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） お答え申し上げます。

先ほど、文書、問い合わせの文書ないというようなお話ありましたけれども、守谷議員の今回の通告書にもございますとおり、5月19日に、状況説明を伴うため電話をいたしまして、問い合わせ内容を説明いたしました。21日にその結果の問い合わせ事項の回答がありました。そのようなことでございますので、そのやりとりをてんまつ書の方にまとめたというようなことでございます。このため、先ほど来、守谷議員がおっしゃっております第27号の文書につきましては、未発送になってございます。

そのほか、幾つかご質問がございましたが、文書の管理というようなところがありましたけれども、文書作成後に、課の方のホルダーの方で管理をしております。あとは、その二つの文書について、公示とおっしゃいましたけれども、公示しているとお話がありましたが、二つの文書につきましても、同じようにホルダーの方で管理をしていたということでございます。

以上でございます。

5番（守谷貞明君） 5について教えてください。5番目聞いている。まずだれが指令したか。5月25日の討論会に間に合わせるとだれが言った。5、6、この2点について教えてください。まだ答えていない。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

5月25日云々というご質問でございますけれども、てんまつ書の報告を受けた内容で、先ほど要旨については間違いはないというご答弁申し上げます。そのようなことでございます。

議長（岩佐康三君） 暫時休憩します。

午前11時49分休憩

午前 11 時 55 分開議

議長（岩佐康三君） 会議を再開いたします。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、ご答弁申し上げます。

先ほど冒頭に申し上げましたけれども。

議長（岩佐康三君） ちょっと待って。

企画財政課長（秋山幸男君） 先ほど申し上げましたが、この問い合わせにつきまして、情報把握するために、内発的に行ったものでございます。

守谷議員の通告書にもございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、報告書等の内容の作成につきましては、担当において作成したというような、町長が先ほどお答えした。そういうご答弁を申し上げております。

報告書については、電話でのやりとりを取りまとめたものでございまして、要旨に誤りはないということでお答え申し上げます。

以上でございます。

5番（守谷貞明君） 答えていないじゃないですか。

議長、暫時休憩をお願いします。

議長（岩佐康三君） それでは、質問者とその答弁の内容と大分食い違っているという意見がございますので、ここでちょっと議運を開いて整理をしたいと思えます。

暫時休憩いたします。

午前 11 時 56 分休憩

午後 零時 23 分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、議会運営委員会を開催いたしまして、守谷さんの質問に対して、行政側がきちんとした筋を通るような答弁を求めたい。特に、27号、46号の公文書についての返事を、ぜひ答弁をしていただきたいと思えます。

企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

文書が、だれかに命ぜられてというようなことでもございましたけれども、起案者が作成したものでございまして、命ぜられて作成したものではありません。

それと報告書の内容につきましては、やりとりを取りまとめたものでございまして、要旨に誤りはございません。それに文書が、5月25日に……、5月25日に、町民の方の手に渡っていたというお話が先ほどありましたけれども、文書、情報公開によりまして、一連

の手続きを踏みまして公開したものでございます。

議長（岩佐康三君） 3回目の質問はありますか。

守谷貞明君。

5番（守谷貞明君） ただいまの答えについて、もう1回聞きます。

5月25日に、まず担当者は、その日に間に合わせたいと、取手警察の石川課長に言った。これは事実かどうか、本人に確認してください。

それから、5月25日、矢本氏の手に渡ったのはなぜか、だれが渡したのか、この問題、その前の答えで、秋山課長は、公示公告はしていないと言っていますよ。この文書ができた21日から、適切に課の中で管理しているという話でした。正式にこの開示請求があったのは、5月30日に、矢本氏より、この文書があります。様式第2号第3条関係公文書開示決定通知書、企画財政の秋山課長が出しています。矢本さんに対して、あなたが5月30日付で、請求した公文書の開示請求については、公文書の全部を開示するとの決定があったので通知すると、6月6日、6月の定例議会の初日の朝8時半とりにいらっしゃいと、ここに書いてあります。今のあなたの話と違います。この文書が間違っているのですか、どちらですか。

それから、この公文書46号は、重大な間違いがあるおそれが濃厚です。今後、この答えていない質問のことをもう1回聞きます。今後この3カ所について厳正な調査を行い、訂正する考えはあるかないか、お聞かせください。

では次の質問です。

その前に、1カ所訂正いたします。私が言った反対派の住民がひたちなか市役所を訪ねた日付が、8月13日と私ちょっと間違えて印刷してしまいましたが、7月31日の誤りでした、訂正してください。

で、矢本 武氏が、ここになぞがあるのです。5月25日にはもう既に持っているのに、5月30日、25日は持っているみんなの前で公言したこの文書、この文書の開示請求を、5日後、持っているものを5日後に開示請求しています。こんな摩訶不思議なことが起っているのですね、まさにこれ珍事です。持っているものをもう1回開示請求した。

私は、これを7月の政治倫理審査会で、矢本氏の証拠書類の中から見つけて、大変驚くと同時に、ある重大なことに気がつきました。というのは、5月25日の公開討論会の場で矢本氏がこの書類を、不正に入手したことを、この開示請求通知書が証明していることになるのです。これは公式な合法的な入手手段を、開示請求しています。ところがこれが非合法の手段で手に入れている、これはぐあい悪いということで、新たに開示請求したというあかしにもなってしまいます。

つまり、6月6日は、6月定例議会の初日で、議会の開会とほぼ同時刻午前10時に佐々木喜章議員から私に対する問責決議が出されています。重要になるのが、この朝の6時半です。矢本さんは、この通知書をもって6時半にとりに来ました。8時半に。それから

1時間半の中で、公式的には、この文書が初めて公式に手に渡ったということであれば、公式的には、佐々木喜章議員は、矢本さんとどこかで会ってコピーをもらって、それを詳細に読み、私に対する動議、動議文を書き上げた、これが動議、問責動議の書類です。これを書き上げたことになります。

さらに、矢本さん、矢本さんはパソコンができないというふうに私の友人が言っていて、それが正しければ、彼はこの書類をもらってから、A4、2ページにわたってぎっしりと、パソコンですね、ワード書きしています。それから証拠書類も全部添付しています。ここにこのように。3枚、4枚あります。これを1時間半の間に完成させています。政治倫理審査会への審査請求というような重要な文書を、このようなぎりぎりの時間、綱渡りのような作業で、わざわざやることは常識的には考えられません。

つまり、取手警察署の石川課長の証言、利根町の担当者が25日の地元説明会に間に合わせたいと言ったこと、矢本さんが、5月25日の討論会で、この書類を持っていると言ったこと、さらに、6月6日に、合法的な手段で、この公文書をわざわざ入手し、証拠を残すために5月30日に開示請求を行っている、これらは、一連のことは大きなミスです。しかしこうしたことは、行政の協力なくしては難しいのではないかと私は思います。大慌てでつじつまを合わせたことにより、連係プレーにミスが生じたことを示唆する結果となってしまったように思います。

数回にわたる新聞折り込み、甕講師を呼び寄せ、一連の出来事ですね、オフトひたちなかへの住民見学会2回、利根市民新聞への2回、全戸配付、利根町への、ぎりぎりの時間の中で、今言ったような問責と、政倫審請求など、こうした一連の出来事は、背後に行政の協力と、だれかの資金援助がなければできないように私には思えてなりません。

矢本氏あてに出された公開文書開示決定通知書を手にしたときに、私にはもうすべてのなぞが解けた。これ見た途端に、ああ、あるなそが、大きななぞが氷解しました。

私の想像では、こうした一連のシナリオを演出した人物は、人一倍、馬券売り場の誘致に情熱を持ち、さらに行政を、ある程度意のままにというか、自由に動かせるパワーを持ち、それなりの行政の座に、権威の座に座っている者と思えてなりません。

しかし、致命的なミス、さっき言ったようなミスを3度も犯して、余り緻密な頭脳持っていないですね、能力というか。その想像の人物は、今私の目の前、鮮明な映像となって私の目に浮かんでいます。多分皆さんの心の中にも、その方の映像が思い浮かぶのではないのでしょうか。

さて、先ほど申し上げました厳正な調査の結果、第46号の公文書偽造が判明した場合、関係者、つまり町長、企画財政課長、政策グループリーダー、そして制作した本人に対して、公文書偽造及び同行使の罪が問われることになるが、町長はどのようにしてこの責任をとるおつもりなのか。

また、第46号の文書は、ある意図をもって賛成派に、賛成派の人々と競馬関連の企業に

有利な文書となるように仕上げられたと疑われても仕方がありません。彼らの有利なように、なるように書き込みが行われたわけです。もしこれが真実ならば、住民に対する重大な背信行為となり、利根町は暗いやみに包まれてしまいます。

また、これはあくまでもうわさですが、私にある人がこのような話をしました。住民の代表とベテラン議員、中堅議員の3人が、大変頻りに町長室に出入りしていたと、でも、6月の議会が終わったら、最近ぱったり来なくなっちゃったね、町長室と同じフロアで働く職員がこのように言っていたそうです。それを聞いた人からは、私は又聞きです。ですから、うわさのたぐいを出ないのかもしれませんが。

しかし、3階で働く職員がこのような目撃証言をしていたとするならば、これが真実とするならばですよ、仮に。これら一連の、先ほど言ったシナリオというのは町長室でつくられたのかしらと疑いたくなってしまいます。もしそうであるとするならば、大変な問題になりますね。

本来、利根町の行政職員は、住民のために、平等な奉仕者でいなければなりません。しかるに、その職員が——ミスターX、わかりません——の指示により、このような一連の業務をしたとするならば、これは大変大きな問題となります。また、指示がなく、彼が勝手に一人でこのようなことをやったら、利根町の行政事務にかかわるルールは一体あるのでしょうか、ないのでしょうか。職員が勝手にこのようなことをやるのを、上司たる、皆さんここにおられる課長さんたちは、黙認されますか、今そのことが問われることになります。

なぜかという、ここでは、秋山課長はさっきから、この文書を起案したのは、住民の疑問にこたえるために課内の者がやったと答弁しています。勝手にやったのですね、業務命令もそこにはないのです、ないのにこの町では、職員が勝手に仕事をするのか、どうかお答えください。

で、地方自治法に関して、私は、総務省の公務課というところへ何回かお電話差し上げました。今言った話を、わかりやすく正確にお話しました。一連の話を時系列で。そうしましたところ、担当者はこのように申ししていました。

もし、あなたが言っていることが真実であるならば、利根町は、の行政は、地方自治法違反に当たります。それは、地方自治法第245条の5に抵触しますということでありました。

その245条というのは、簡単に読むと幾つかありますが、2項目めは、各大臣はその担任する事務に関し、市町村の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正さを欠き、かつ明らかに公益を害していると認めるとき——要するに公平でないということですね——は、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正または改善のために必要な措置を講ずべきことを当該市町村長に求め、市町村に求めるよう指示することができる。

次にもう一つ、市町村長その他の市町村の執行機関、ごめんなさいそれじゃないですね、ということですね。

それから、当該事務処理について違反の是正を、は改善のために必要な措置を講ずべきと求めることができるというのは、これは各大臣ですね。総務大臣と、都道府県とその事項に関連ある人たちがそういうことができますよということです。

それから、もし自分がつくった書類がですね、ある一定のグループに利益がいくように、または目的でもってそういう文言を加えたり、作為的につくったとするならば、地方公務員法の懲戒に当たります。

それから、これは公文書偽造もここに含まれるのですね。第29条、職員が次の各号の一に該当する場合においては、これに対し、懲戒処分として、戒告、減給、停職または免職の処分をすることができる。一、この法律若しくは57条に規定する特例を定めた法律またはこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の認める規程に違反した場合、これが第1条ですね、29条の1です。今回は二と三に当たります。

二です。職務上の義務に違反して、又は職務を怠った場合。職務上の義務に違反したり、職務を怠った場合、これは公文書を、許可なく他人に見せたり、その写しを渡すことは、利根町の文書条例では認められていませんよね。そこに違反したケースとすれば、これが適用されますね。

それから三、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合。この3が適用されます。これが公文書偽造行使の場合は、地方公務員法29条の3、それから刑法にも反則規定があります。両方で問われます。ということが求められるわけですね。

私は、最後に、ある特定の人々の利益を誘導するような行政行為が、地方自治法に、今言ったように245条の5に抵触します。これら一連の騒動というか、これら一連の問題について、町長は、責任があると思います。私は、町長の責任を、辞職という形でとっていただきたい。

地方自治法第24条は、これは基本的には最低限のルールです。ですから、意味で、大変今回は、刑法及び行政両方の面で、大変罪深いことが行われたのではないかと思います。こうした一連のことについて、町長は、責任をとって、僕は辞職すべきではないかと思いますが、お答えを聞かせてください。

以上です。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

まず、いろいろ警察等のやりとりがあったようでありますけれども、事実かどうかというのは、私はよくわかりません、はっきり申し上げて。ただその5月30日に公文書が開示されたというような、請求があったということは、今知りました。その矢本氏に渡ったか

どうかという、そういう事実関係については、私は把握しておりません。

それから、行政といたしましては、この今言った公開、開示請求があったというか、請求があった、なされた前にその文書が出されたかどうかと、こういうことにつきましては、ちょっとまだ調べてみないとわかりませんので、これは調べてみたいと思っております。

それから、町長室で何か、何やらつくられたのじゃないかというようなことでございますけれども、当時とすれば、ここにいる議員の皆さん方そうでしょうけれども、賛成反対というようなことでいろいろ意見が分かれていまして、私のところに訪れる方も、この関係以外に訪れる方もいろいろございましたし、ただその中でいろいろな方向性が、その決められたということは事実はありませんから、また、そういうことがあってはならないのです。

それから、もう一つは、その職員がですね、いろいろやりとりをしたということでございますけれども、この起案とか何とか、起案いろいろな発案というのは、これはやはりその、住民が不安に思っていることは、職員は、これ別に上司に伺いしなくても、上司に伺いしなくても、これはやりますから、そういうことは、常に、これは住民が不安の、住民の不安を解消するためには、やはりそれ以外にはないので、そういう行動は今後も起こると思います。一々私にその起案の決裁をもらってからですね、行動するというのではないかと思います。めったにないかと思えます、こういうことにつきましては。ですからそういう点も含めて、ご理解いただければなというふうに思います。その件に、その件につきましては、今、担当課長から答弁させますから。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

ただいま町長の方からお話がございましたけれども、住民の方々の不安を取り除くためにその必要があると判断して、起案者が文書の起案をしたということでございます。

先ほど申し上げましたが、その27号につきましては、電話のやりとりで確認ができたというようなことございまして、未発送になっているということでございます。

以上です。

議長（岩佐康三君） 守谷貞明君の質問が終わりました。

暫時休憩をいたします。

再開を午後2時からといたします。

午後零時46分休憩

午後2時00分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を続けます。

8番通告者、8番佐々木喜章君。

〔8番佐々木喜章君登壇〕

8番（佐々木喜章君） 佐々木喜章でございます。通告順に従いまして総務行政について質問をさせていただきます。

一般質問を行う前に、6月16日に、旧利根中学校の場外馬券場誘致に関する反対請願が採択されたことを受けて、井原町長は、場外馬券場の誘致をしない決定をしました。議会におきまして請願が採択されたことは、私も重く受けとめておりますが、町としての立場から議論することも必要だったのではないかと考えております。しかし、私にとりましては、誘致に関しての、法的基準や財政面等が学べて非常に勉強になりました。これらのことを今後に生かしていきたいと思っております。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

まず、総務行政の財政健全化法についてお伺いいたします。

1点目の財政健全化判断比率でございますが、この件につきましては、第1回定例会の一般質問において聞いておりますが、このときは、まだ基準等がいまいでしたので、具体的なことは言えなかったと思っております。ですから、そのときの答弁としては、基準を超えた場合は、財政健全化計画や財政再建計画を策定しなければならないというような答えになっていましたが、ことしの6月には、この4項目の健全化判断比率が公表されました。

茨城県は、6月に健全化判断比率の試算を公表しています。利根町の財政健全化を判断するための比率、4項目あります。実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率、これら4項目の比率はどうなっているのでしょうか。きのう、西村議員が質問しておりますが、再度お伺いいたします。

2点目、現在の財政状況はどうなっているのでしょうか。

3点目、財政健全化比率や現在の財政状況を踏まえて、今後の財政の運営方針はどのように考えているのでしょうか。

次に、予算の歳入についてお伺いいたします。

この件につきましても、平成19年の第3回定例会の一般質問で聞いておりますが、再度質問をいたします。

1点目、平成19年度における各種税金、利用料及び給食費等の未払い、滞納額は幾らあるのでしょうか。

2点目、その滞納額や未払金の処理方法はどのように行っているのでしょうか。

3点目、平成17年度、平成18年度、平成19年度の歳入不納欠損額は幾らありますか。

4点目、不納欠損とした理由は何でしょうか。

次に、今年度の予算執行についてお伺いいたします。

今年度の当初予算における各事業の執行状況、及び執行率はどうなっているのでしょうか。

次に、3教育施設の跡地利用について、お伺いいたします。

1点目、旧利根中学校、旧布川小学校、旧東文間小学校の跡地利用は、どのように考えているのでしょうか。

2点目、3施設の維持管理はどうなっておりますか。

以上、総務行政の4項目、合計10点につきまして、町長の明快なるご答弁をお聞かせいただきたいと思います。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問に対する答弁を求めます。

町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、佐々木議員の質問にお答えをいたします。

まず初めに、財政健全化法についてでございます。

健全化比率、失礼しました。健全化判断比率の結果ということでございますが、既にお手元にもう届いているかと思えますけれども、実質赤字比率と連結実質赤字比率は、本町のすべての会計で黒字となっておりますので、比率は算定されません。また、実質公債費比率は、早期健全化基準が25%のところ、当町では15.5%でございます。また、将来負担比率は、早期健全化基準が350%のところ、当町では37.6%であります。このように、いずれの指標につきましても、早期健全化基準をクリアしている状況でございます。

次に、現在の財政状況と、今後の財政運営方針はどのように考えているのかというご質問でございますが、健全化判断比率では、すべてクリアしておりますが、毎年度、基金を取り崩して財政運営をしている厳しい状況でございますので、今年の5月に、4項目21施策を追加いたしました平成21年度までの計画である集中改革プランと、平成22年度までの計画である財政健全化プランの二つのプランに基づきまして、財政改革を進め、財政の健全化に取り組んでいく考えでございます。

次に、未歳入についてのご質問でございます。

町税、国民健康保険税、下水道使用料、介護保険料、保育料、下水道料金、並びに給食費の滞納額とその処理方法、または平成17年度から平成19年度の歳入不納欠損額とその理由について、ということでございますけれども、これらにつきましては、担当課長からそれぞれ答弁をさせます。

また、滞納整理におきましては、財源の確保と税負担の公平性の観点から強力的に推進しているところでございますが、これまでも、管理職による滞納整理なども実施しているところでございます。

また、不納欠損につきましては、地方税法などの上位法に基づきまして処理しているところでございます。

なお、使用料についてでございますが、公共施設使用料などかと思えますけれども、現在のところ滞納はございません。

3番目の今年度の予算執行における各事業の執行状況及び執行率は、とのご質問でございますが、本年第1回定例会で述べました施政方針の中で示した事業をもとに答弁してまいります。

その前に、執行率とのごことでございますが、事業費ベースで算出いたしますので、事業が進められていても、支出が伴っていないものについては、あらかたしないものでありますのでご了承ください。

それでは、初めに、総務費のデマンド型乗り合いタクシーの運行事業でございますが、利用状況を申し上げますと、乗り合いタクシーの登録者は、8月27日現在で685人となっております。また、延べの利用者数は4,136人で、その内訳は、一般の利用者が941名、児童の利用者が3,195名となっております。参考までに、一般の利用者の行く先で、多い順番に申し上げますと、一番目が龍ヶ崎済生会病院、2番目が国保診療所、3番目が龍ヶ崎駅となっております。

次に、民生費の障害者基本計画、障害福祉計画策定事業でございますが、第1回の会議を開催し、策定委員18名を委嘱いたしました。今月に、障害者の方々——対象者約630名ほどございますが——に対しまして、障害福祉に関するアンケートを実施し、その収集結果を計画に反映させていきたいと考えております。

次に、衛生費の老人保健事業でございますが、結核、肺がん検診等、各種検診を実施し、現在実績といたしまして3,644人の方が受診をしております。事業費ベースで執行率は95.2%となっております。

また、予防接種事業では、乳幼児の集団予防接種、個別予防接種と、高齢者のインフルエンザ予防接種がございますが、現在、事業費ベースでの執行率は42.8%でございます。なお、高齢者のインフルエンザ予防接種は、10月1日から開始予定であります。

次に、農林水産事業の利根北部地区基盤整備事業でございますが、154ヘクタールの事業地面積を持つこの事業の調査につきましては、平成19年度までにほぼ終了をいたしました。今年度は、附帯施設等の調査を予定しており、これまで推進委員会を2回開催をいたしました。国との協議が整い次第、附帯施設等の調査を行いまして、平成21年度の本申請を目指しているところでございます。

次に、土木費の道路維持管理事業であります。事業費ベースで、現在の執行率は12.1%でございます。なお、浄化センター周辺生活環境施設整備事業は、今月に、一部発注する予定であります。また、スーパー堤防整備事業と上曽根運動公園整備事業は、双方関連する事業であります。現在、宅地移転先の開発許可申請を茨城県に申請中であり。この許可がおりれば、区画等の造成工事を行いまして、造成完了次第、住宅の移転を進めてまいります。

次に、消防費の防火水槽給水装置設置工事でございますが、現場測量が済み、現在は、設計書を作成中でございます。また、消防ポンプ自動車購入では、現在、仕様書を作成中

ございます。

次に、教育費の学校コンピューター導入事業でございますが、8月に既に導入済みであります。また、布川小学校プール塗装改修工事は、6月に工事が竣工しております。

次に、公共下水道事業特別会計の羽根野地区污水管橋敷設工事は、10月に発注予定をしております。

次に、水道事業の布川台地区石綿セメント管布設替え工事は、10月に発注予定でございます。また、八幡台地区ほか老朽給水管布設替え工事では、事業費ベースで執行率38.9%となっております。

次に、学校跡地の利用をどのように考えているかとのことでございますが、旧利根中学校跡地の利用につきましては、現在、用途地域を、第1種中高層住居専用地域から、その土地の高度利用ができるように用途変更をするための前提として、都市計画マスタープランの見直しを進めているところでございます。

そしてこれらの条件整備が整った時期に、そういった時期を見計らって、広くインターネット等を利用いたしまして、利根町の旧中学校の跡地を利用したい、また進出をして、いろいろと進出を図ってみたいという、そういう願う企業を募っていきたいというふうに思っております。

それから、旧布川小学校と旧東文間小学校の跡地の利用につきましては、町民の皆様方からの利活用が、開放してほしいというようなご要望がございますので、現在どのような形態で開放できるか、検討している状況でございます。

また両小学校の跡地の利用につきましては、町民の皆様方のご意見等をお聞きしながら、町の活性化になるような利用の方法を、また財政的にプラスになるように検討していきたいというふうに考えております。

町民の皆様方からのご意見をいただく場として、毎年開催しておるところでございます地区懇談会、または新たに利活用のための協議会等の設置をしていく考えであります。

以上でございます。

失礼しました。先ほどのデマンドの利用者数が、延べの利用者数が間違っておりますので訂正したいと思います。4,055名、そのうちの、その内訳は、一般の利用者が941名、児童の利用者が3,114名でございます。

以上のように訂正させていただきます。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えいたします。

一部、町長から今答弁があったところでございますけれども、重複する点もあろうかと思いますが、ご了承願いたいと思います。

19年度における町税の滞納額は幾らかということでございますけれども、国保税を除き

ます町税全体では1億4,981万8,363円でございます。内訳といたしましては、町民税で6,083万9,614円、固定資産税で8,027万9,307円、軽自動車税で201万1,100円、また、都市計画税で668万8,342円というような状況でございます。

次に、2点目の、処理方法はどうかというようなことでございますが、佐々木議員もご承知のとおり、納税者が、それぞれの税の納付期限内に納付されなかった場合におきましては、納付期限後20日以内に督促状を発送いたします。督促状を発送いたしましてから、10日を経過しても、なお納付されないというような状況になった場合には、催告状の送付、もしくは自宅等の訪問による、いわゆる滞納整理を行っております。また、個別の事情に対応するため、納税相談等も行っているところでございます。さらに、滞納が、納付がされなかったということになりますと、そういう場合につきましては、差し押さえ等の滞納処分を行うということになってございます。

次に、3点目の、平成17年度、平成18年度、平成19年度の不納欠損額でございますが、平成17年度につきましては、国保税を除く町税全体では882万6,497円でございます。税目別の内訳といたしましては、町民税で660万6,897円、固定資産税で200万5,570円、軽自動車税でございますけれども4万3,600円、また、都市計画税では17万430円でございます。

次に、平成18年度につきましては、町税全体では626万9,372円、内訳としましては、町民税で462万4,422円、固定資産税で146万1,141円、軽自動車税で5万9,000円、また都市計画税では12万4,809円でございます。

また、平成19年度につきましては、町税全体では、186万2,014円でございます。内訳としましては、町民税で120万2,414円、固定資産税で55万6,142円、軽自動車税で5万6,400円、また都市計画税で4万7,058円という状況でございます。

4点目の不納欠損とした理由につきましては、ご承知のとおりですけれども、地方税法第15条の7第4項、第5項及び第18条の第1項の規定に基づきまして、滞納処分の執行の停止を行ったものにつきまして、不納欠損をいたしたものでございます。

その内容でございますけれども、調査の結果、処分する財産がない、いわゆる無財産ですね。それと生活の困窮によるもの、また所在不明というようなものの理由によるものでございます。これらを不納欠損しているものでございます。

先ほど、町長が答弁いたしましたように、税の徴収につきましては、その公平性、また財源確保の観点からも、今後とも強力に推進していきたいと考えてございます。

佐々木議員も、ご承知のとおり、不納欠損処分につきましては、執行停止後3年経過をしたもの、もしくは、5年の時効というようなことで納税義務が消滅したときや、その他執行停止後、職権で直ちに納税義務を消滅させるという行為で、その滞納額を、調定から落とすといいですか、差し引くものでありますから、安易にといいですか、いたずらに処分することは当然できないわけでございますけれども、今申し上げましたように、いわゆる無財産、もしくは生活困窮、また所在不明、さらには債務者が死亡したことによります

相続人等がない場合の、いわゆる即時消滅といった状況下では、今後におきましても、徴税の見込みの立たないものにつきましては、地方税法の規定にのっとりまして、適切な不納欠損処分をしていかなければならないと考えてございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町民生活課長高野光司君。

〔町民生活課長高野光司君登壇〕

町民生活課長（高野光司君） それでは、佐々木議員の質問にお答え申し上げます。

2番の未歳入につきまして、ご説明申し上げます。

国民健康保険税でありますけれども、1番の平成19年度における国保税の滞納額は幾らあるのかということでございますけれども、一般被保険者と退職被保険者等を合わせた現年度課税分の滞納額は4,109万6,900円であります。また、滞納繰り越し分の滞納額は9,623万1,227円となっております。現年度の滞納額と繰り越し分の滞納額合わせますと1億3,732万8,127円の滞納額となっております。

2番の処理方法はどうかとのご質問でございますけれども、国民健康保険の場合は、保険証の有効期限は1年でありますので、3月下旬の保険証更新時に国保税の未納がある場合には、納税相談を行っているところでございます。滞納者に対しては、収納業務につきましては、税務課で行っているところでございます。資格賦課業務につきましては、担当課であります町民生活課の方で行っております。お互い連携を図りながら、督促状の通知や電話の催促、窓口での納税相談など、滞納整理を行っているところでございます。

3番目の、平成17年度、18年度、19年度の歳入不納欠損額は幾らあるのかということでございますけれども、平成17年度につきましては、28世帯で560万9,404円、平成18年度は、137世帯で4,032万1,393円、平成19年度は、51世帯で955万750円となっております。

4番目の不納欠損にした理由でございますけれども、先ほど税務課長がご説明したとおりでありまして、地方税法第15条及び法の第18条に基づきまして不納欠損を行ったものであります。

その内容といたしましては、納入義務者の死亡により相続人が不明なもの、また転出先の住所が、いなくてわからない、行方不明の方。徴収が困難で徴収ができないものなど、差し押さえ財産がない方々に対し、時効が完成したことにより不納欠損にしたものでございます。

国保税関係については以上でございます。

議長（岩佐康三君） 健康福祉課長師岡昌巳君。

〔健康福祉課長師岡昌巳君登壇〕

健康福祉課長（師岡昌巳君） それでは、2番の未歳入につきまして、健康福祉課関係の、まず介護保険料でございますが、介護保険料の平成19年度滞納額につきましては、現

年度、過年度分を合わせまして367万4,300円でございます。滞納金の徴収につきましては、督促状、催告状の発付、また電話での催告、滞納者の所在、財産等を調査しまして、隣戸訪問による滞納整理を行っております。

なお、支払い能力のない滞納者につきましては、連帯納付義務者であります世帯主及び配偶者に対しまして納付交渉を行っております。

不納欠損額でございますが、平成17年度が100万8,500円、平成18年度92万8,500円、平成19年度が94万1,400円でございます。不納欠損の理由につきましては、行方不明あるいは生活困窮によるものが主なものでございます。

続いて、保育料でございますが、保育料の平成19年度滞納額につきましては、現年度、過年度分を合わせまして11件、57万7,700円でございます。滞納保育料の徴収につきましては、定期的な電話での催告、直接訪問による滞納整理を行っております。

不納欠損につきましては、平成18年度に実施しておりまして、これは平成4年度から平成10年度に生じた8件分、不納欠損額は43万350円でございます。欠損の理由につきましては、発生からの経過年数、徴収事務等を考慮し、債権が消滅されたものと判断して不納欠損といたしました。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） 下水道事業特別会計の未歳入につきまして申し上げます。

平成19年度におけます滞納額ですけれども、初めに、下水道受益者負担金でございますが、現年度分、滞納額は11万3,700円で、調定件数は16件でございます。過年度分滞納額ですが65万3,020円で、調定件数は83件となっております。これら合わせまして、金額が76万6,720円、調定件数99件、実人数では10人となっております。が、受益者負担金の滞納状況となっております。

次に、下水道使用料ですけれども、現年度分滞納額は485万3,394円ございまして、調定件数は1,533件となっております。過年度分滞納額が1,719万7,458円でございます。調定件数では4,647件、合わせまして、金額で2,205万852円が滞納額となっております。調定件数につきましては6,204件で、これを実人数で申し上げますと471人でございます。

2番目の処理方法ですけれども、毎月の督促状の発送はもちろんですけれども、これとは別に、年1度以上の、2度を基本としていますけれども、全未納金額を記載しました未納のお知らせを発送いたしまして、滞納整理に努めているところでございます。

また、当てどころがなく郵便局から返送された通知につきましては、調査をいたしまして、所在不明者、死亡者等につきましては、不納欠損の対象としております。

平成17年、18年、19年度の不納欠損額ですけれども、受益者負担金につきましてはゼロでございます。下水道の使用料金ですけれども、平成17年度はゼロ円、平成18年度は124

万9,324円で、調定件数は607件、58人分を欠損しております。平成19年度におきましては、28万3,416円で、調定件数117件、人数で申し上げますと、16人分を不納欠損といたしました。この不納欠損とした理由ですけれども、基本は、地方自治法第236条第1項の規定によります消滅時効の規定によりまして欠損といたしておりますけれども、これ全員でございまして、1世帯での死亡、また所在不明者で、5年を経過したものについて対象といたしました。

不納欠損をした理由の内訳ですけれども、平成18年度は、下水道使用料欠損58人中、死亡が5人、所在不明者が53名、平成19年度欠損、16人中死亡が2人、所在不明が14人という内訳になってございます。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育委員会事務局長鬼沢俊一君。

〔教育委員会事務局長鬼沢俊一君登壇〕

教育委員会事務局長（鬼沢俊一君） それでは、佐々木議員のご質問にお答え申し上げます。

平成19年度分の学校給食費の滞納額につきましては、小中学校で18件ございまして、72万280円となっております。小中学校全体の給食費の1.2%でございます。内訳といたしましては、小学校5校で15万4,480円、中学校が56万5,800円となっております。その処理方法でございますが、利根町におきましては、自校方式でございまして、学校給食の会計は、各学校単位で行っておりまして、町とは別会計となっております。

学校では、児童生徒に対して、食に関する正しい知識と望ましい食生活を身につけさせることなど、学校給食の意義や果たす役割を、保護者に十分に認識していただくとともに、学校給食は、保護者が負担する学校給食費によって成り立っているため、一部の保護者が学校給食費を未納することによって、ほかの方に負担がかかることなどを保護者に周知し、理解と協力を求めているところでございます。

教育委員会といたしましては、経済的な問題により学校給食費を未納している保護者に対しては、生活保護による教育扶助や就学援助制度を、活用を推奨しております。校長先生方には、学校給食費の未納に対する対応について、学級担任等特定の者に過度の負担がかからないよう、学校全体として取り組み体制を整えていただいておりますし、また教育委員会としましては、各学校の未納状況を随時把握し、学校と関係をいたしまして、家庭訪問をするなどして、未納問題の解消に努めております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 水道課長飯塚正夫君。

〔水道課長飯塚正夫君登壇〕

水道課長（飯塚正夫君） それでは、水道関係の滞納をお答えいたします。

8月20日現在で、32万4,662円ございます。これ19年ですね。

2点目の処理方法でございますが、電話催告、訪問、停水、水をとめる予告、停水を実施しております。

3点目の平成17、18、19年度の歳入不納欠損額は幾らかということでございますが、17年度は、平成11年度分として16万9,579円、18年度は平成12年度分として5万6,100円、19年度は13年度分としまして20万5,350円となっております。

4点目の不納欠損とした理由でございますが、死亡、破産、あとは行方不明が主なものでございまして、水道の場合に、地方自治法と違いまして、平成15年度の最高裁の判例によりまして民法適用となっております。時効は2年ということになっておりまして、不納欠損はするものの債権として永久的に残ると、援用がない限り残るというふうなことでございます。またこの債権の処理方法は、今後の課題でありまして、全国的に今検討しているところでございます。

議長（岩佐康三君） 維持管理について、企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

3施設の維持管理はというようなことでございますけれども、旧利根中学校につきましては、普通財産ということで、維持管理の経費をできるだけかけない方法で管理をする考え方で、施設の機械警備委託料、そのための電気料、機械警備に必要な電話料、建物の火災保険料などを予算計上してございます。

両小学校につきましては、荷物の搬出などを行っている関係で、教育費の中に、光熱水費や機械警備委託料などを計上してございます。今後は、必要に応じて電気料等の容量を変更していくこととしてございます。

また、不審者等が建物内に侵入した場合などの緊急時でございますが、以前は、小学校の先生の方に警備会社から連絡が入りましたが、今は、企画財政課の職員で、警備会社の方に登録してあるものがございまして、そちらの方に連絡が入ります。その都度、警察あるいは警備会社と連絡をしながら対応していくというようなことでございます。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君。

8番（佐々木喜章君） 2回目の質問をさせていただきます。

財政健全化法についてですが、これら4項目の基準をクリアするのは年々厳しくなってくるのではないのでしょうか。なぜなら、これらの比率を計算する分母には、すべて標準財政規模が入っていますので、この数値のとり方一つで比率が上昇してしまうと思われま。

この標準財政規模は、標準税収入額、普通地方交付税額、地方譲与税が算定の基礎となりますので、国が関与しています。ですから、地方公共団体がとやかく言えるものではないですが、このままですと、新たな歳入を確保しないと、財政健全化計画を策定しなければならない状態になってしまうのではないのでしょうか。新たな歳入増に向けた考えを具体的にお聞かせください。

次に、未歳入の滞納額についてですが、あらゆる手だてを講じて滞納整理等を行っていることは、先ほどの説明でわかりましたが、収入未済額は、過去3年間を見ても年々増加しております。税金等の徴収率が上がった下がったの話ではなく、未収入金をどうするかですよね。税金や利用料を払わない人たちはある程度決まっているように思われます。やはり権利と義務の関係からすれば、受益者は、その対価として税金や利用料を払うべきです。支払えない場合は、生活環境にもよるでしょうが、資産の差し押さえ等を行い、適正に処理するべきではないでしょうか、具体的にお答えください。

また、過去3年の不納欠損額についても、国保を含む金額では、平成17年度約1,443万円、平成18年度4,659万円、19年度約1,141万円を不納欠損として処理しています。これは井原町長が認めたことによって財政上の処理がなされたわけです。ここにも問題があるのではないかと私は思っております。どこからも入ってくる当てがないのですから、より厳しく対処するべきではないでしょうか。

次に、今年度の予算執行状況ですが、計画どおりに進捗している事業もあれば、多少おくらしている事業もあるようです。今年度に完了するようにお願いいたします。

次に、3教育施設の跡地利用についてですが、答弁ですと、都市計画等の、また用途変更の諸手続きを踏んで、有効利用ができるようにしてから進めていきたいとのことでした。その手続きは何年ぐらいを要するとお考えかお答えください。また東文間小学校は、市街化調整区域となっておりますが、東文間小学校の取り扱いはどのように考えているのか、お尋ねいたします。

また、3施設の維持管理ですが、7月の「広報とね」に、利根町防災マップが掲載され、3施設とも指定避難場所となっておりますが、現状は、グラウンド等に雑草が生い茂り、とても災害時にすぐ使える状態にないと思います。建物は直接中に入ってみることはできませんが、水道などのライフラインは、緊急時使用可能かどうか、旧利根中学校は、高架水槽となっていると思いますが、清掃や点検はどのようになっているのか、具体的にお答えください。

議長（岩佐康三君） 税務課長矢口 功君。

〔税務課長矢口 功君登壇〕

税務課長（矢口 功君） お答えいたします。

佐々木議員、ご指摘のとおりで、昨年6月議会でしたか、にもお答えしましたけれども、ご指摘のとおり、平成19年度の決算書見ていただければおわかりのとおりなんです、収入未済額で、町民税で2,490万円ほどの増加でございます。

内訳としましては、町民税で1,400万円、固定資産税で970万円程度になってございまして、昨年6月の議会のときにもお答えしましたけれども、一部大口滞納者といいますか、金額の大きい法人あるいは個人の方がいらっしゃるしまして、当時もお答えしましたけれども、いわゆる滞繰り分に力を入れていたという部分が、実際あるわけなのですけれども、

滞繰り分の徴収率は、19年度で17.2%、約2ポイントほど上げることができたわけなのですけれども、逆に現年度がコンマ5ポイントほど低下するというような状況になりまして、私ども収納担当の方も、結果的には下がってしまったというようなことで。

いろいろ分析するわけなのですけれども、ご承知のとおり、全般的なその要因としましては、景気の低迷であるとか、あるいは団塊の世代の退職であるとか、いわゆる働き盛りの世代の方の町外への流出、またはフリーター、ニートと呼ばれる定職につかない方々の増加など、もろもろ考えられるわけなのですけれども。一番ポイントになるのは、やはりご承知のとおり、税源移譲が19年度から実施されまして、これまでの税率、いわゆる税率が3段階に変更になりまして、3段階から一律10%にかわりまして、この辺を分析しますと、納税義務者の約65%、約4,900人が、5%から新税率の10%に該当しているのですよね。今までの5%から倍になっていますから10%に、この辺が、いわゆる担税力の弱いといえますか、これはあくまでも課税標準額なのですけれども、そういう部分では、上がったことよっての負担ですか、これが重荷になっているというふうにもとれまして、これが収入未済額に反映されていると。

一方、固定資産税におきましては、ここ数年で、もえぎ野台であるとか、四季の丘であるとか、いわゆる住宅開発が進みまして、それまでは、不動産会社が一括して納付されていた税金が、販売促進されまして分散されたことによりまして、個々の家庭といえますか、個々の方の、個々の所有者への課税になっているわけなのですけれども、その辺で、新たな滞納者が生れてきているというようなことがまず考えられます。

また、ご承知だと思えますけれども、固定資産税の住宅の場合には、新築後3年間、これ面積要件ありますけれども、120平米までの床面積であれば、2分の1の軽減措置期間が3年間あるというようなことで、この辺が切れてきていると、そういうことで、これまで税負担にはなかったものが新たに税負担がふえているというような部分で、そういう理由としては、その辺が考えられるのかなと。

全体的には、一部の大口滞納者、これは、法人なんですけれども、そういう方が、いわゆる金額の大きい滞納繰り越しが調定を膨らませているというような状況がありまして、結果として、その徴収率の低下につながっているというような状況であると思われます。

ご指摘の差し押さえですね、いわゆる収入未済額をどれだけ圧縮するかというのが我々に与えられた使命だと思っておりますので、先ほど厳しく対応すべきじゃないかというようなことで、差し押さえ等の話が出ましたけれども、去年は、12件の差し押さえ、結果的に12件なんですけれども、1,000万円強、不動産の差し押さえをやっているわけなんですけれども。今後、当町の場合には、まだまだそういう面では、差し押さえという部分ではやっていかなければならないというようなことを感じておりますので、今後とも差し押さえの件数を伸ばしていきたいというようなことで考えてございます。

先ほど、ちょっと答弁はしなかったのですが、参考までに、先ごろ発表されまし

た県の速報値なのですけれども、県内の不納欠損の状況を、参考までに申し上げたいと思います。

県の平均でございますけれども、44市町村で、19年度の不納欠損額は1億1,662万8,000円でございます。これを町村に置きかえますと、12町村あるわけなのですけれども、3,047万4,000円というような状況で、不納欠損額は、先ほども答弁しましたように、その年によって金額の大小はあるわけなのですけれども、どこの市町村もそういう意味では、取るものは取る、落とすものは落とすというような状況で、ご承知のとおり、先ほども出ましたけれども、徴収率の絡みというようなことで、県の方もそういう動きをしていますので、市町村の方でも、そういう意味で対応しているのかなというようなところもありますが、ご指摘のように、そうはいつでも、徴収率の絡みもありまして、その辺が難しい部分はあるのですけれども、やはり幾らかでも収入未済額を圧縮するような努力を、今後とも、この残りの下半期やっていきたいと思っております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、ご質問の旧利根中学校、それから旧布川小学校、旧東文間小学校が、避難場所として指定されているが、使用の方はどうかということでございますが、ただいまのところ、水の方は、水道の蛇口が盗難に遭っておりますので、水道が使えないような状況でございます。これにつきましては、早急に使えるような状況にさせていただこうということで、企画財政課の方をお願いしてございます。

それと貯水槽、使用している学校は、貯水槽使用しているところございますので、それにつきましては、維持管理等やっておりますので、飲み水としては利用できないかと思っております。ですから、一度手を洗ったりとか、そういったことには使えるのですけれども、飲み水は別に、災害の際には、造水器、水道課の方でございますので、5台ありますので、各学校には、その造水器の方を設置して、プールの水、そういったものを利用して、造水器を通して飲み水を確保するというようなことも考えております。

それと旧布川小学校につきましては、校庭内に、耐震性の貯水槽を兼ねた防火水槽ございますので、そこで100トンの飲み水が確保できるようになっております。これは旧布川小とそれから今の新しい利根中学校2カ所にございまして、ですから、布川小学校につきましては、特に問題はないかと思っております。

議長（岩佐康三君） 企画財政課長秋山幸男君。

〔企画財政課長秋山幸男君登壇〕

企画財政課長（秋山幸男君） それでは、お答え申し上げます。

歳入増に向けた政策というようなことなのですけれども、学校等の跡地の利用を、町の活性化のために生かしていくというようなことで、それらを進めていく上で、収入増の策があ

ればとそのように考えております。

それと、東文間小学校の跡地利用でございますけれども、調整区域につきましては、用途の指定はございませんので、その跡地の活用の中で、ふさわしい活用ができればと思っております。

それから、避難場所、利根中学校につきましては、水道、水の確保でございますけれども、高架タンクの方にいかないようにバルブをとめまして、直結で体育館の方にいく、水道といたしますかパイプがありますので、それで直接利用が可能かと思われま。

また、電気につきましては、先ほど申し上げましたとおり、一番必要、最小限の10アンペアの契約になっております。昨年も、台風が来た際に対応したのですけれども、キューティクルのところに、発電機から直結して電源を送りまして、体育館を利用できるように措置しましたので、電気についてはそのような形で対応したいと思っております。

それと小学校につきましても、直結で水道が送れるかどうかを、これからになってしまいますけれども、確認をさせていただきたいと思っております。これは早急にしたいと思っております。それがかなわない場合であれば、水は、先ほど総務課長の方からお話があったとおりでございますが、トイレのこともありますので、トイレはレンタルのトイレを、その都度お借りして対応したいと、そのように考えております。

草刈りでございますが、布川小学校はまだやっておりません。これから実施する予定でございます。東文間小学校につきましては、7月19日に、東文間地区の、もともとの東文間小学校のPTAの皆様方、たくさんお集まりいただきまして、町有地を草刈りしていただくということで、町の方の持ってあります草刈り機械を運んでいきまして、ご協力いただきまして、一度きれいに刈りました。また、秋にもう一度草刈りをしたいと、そのように思っております。

議長（岩佐康三君） 佐々木喜章君の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

3時15分から再開いたします。

午後3時01分休憩

午後3時15分開議

議長（岩佐康三君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

9番通告者、7番中野敬江司君。

〔7番中野敬江司君登壇〕

7番（中野敬江司君） 9番通告者、中野敬江司です。

最後になりましたけれども、これから一般質問を行います。よろしく願いいたします。質問事項については、1点目、学校評価研究事業について。2点目、通学路の整備について。3点目、防火対策強化の進捗についての3点です。

まず初めに、学校評価事業について、伊藤教育長に答弁を求めます。

この研究事業は大変だったと思います。伊藤教育長を初め、学校の先生方、児童生徒、保護者、地域の皆さん、本当にご苦労さまでした。

この研究事業は、茨城県下で、利根町の小中学校のみが指定され、平成18年、19年度の2年間の委託で取り組んだ学校評価の研究事業についてお伺いいたします。

学校評価は、各学校がみずからの教育活動、学校運営について、自立的、継続的に改善を行っていくために必要と思います。また、学校が保護者や地域住民に対して説明責任を果たし、保護者、地域住民などが情報や課題を先生方と共有しながら、学校運営に参画し、その改善を進めていく上でも重要と考えています。

また、学校評価の目的は、下記のように整理されています。

一つ、各学校がみずからの教育活動、その他の学校運営について、目指すべき成果やそれに向けた取り組みについて目標を設定し、その達成状況を把握、整理し、取り組みの適切さを検証することにより、組織的、継続的に改善することであります。

二つ目には、各学校が、自己評価及び外部評価の実施とその結果の説明、公表により、保護者、地域住民みずからの教育活動、その他学校運営に対する理解と参画を得て、信頼される開かれた学校づくりを進めることであります。

三つ目には、各学校の設置者等が、学校評価の結果に応じて、学校に対する支援や条件整備等の必要な処置を講ずることにより、一定水準の教育の質を保証し、その向上を図ることとされております。

そこで、下記のことについてお伺いいたします。

一つ目、研究事業が終了し、成果、課題が明らかになったと思いますが、成果課題についてお伺いいたします。また、課題や目標達成については、今後どう取り組むのか、具体的にお伺いいたします。

二つ目、保護者、地域住民による評価の進め方は、どのように取り組まれましたか、お伺いいたします。

三つ目、学校の自己評価結果の分析方法は、P D C Aが基本的なサイクルですが、Pはプランで計画を立案すること、Dはドウで計画を実行すること、Cはチェックで評価の実施、まとめを公表することです。Aはアクションで、見直し、改善を図ることとなっております。教育委員会は、P D C Aの策定に当たっては、どのようなことについて指導助言を行いましたか、お伺いいたします。

大きな二つ目として、通学路の整備について、町長にお伺いいたします。

平成20年第1回定例会の一般質問で、通学児童の安全対策の強化を図るために、町道112号線、町道2273号線の整備をお願いしておきましたが、検討結果をお伺いいたします。また、平成21年度の予算編成時期を間もなく迎えますが、21年度の予算に計上する考えがお持ちかどうか、町長にお伺いいたします。

3点目といたしまして、防火対策強化の進捗について、担当課長にお伺いいたします。
早尾台、フレッシュタウンの火災の教訓から、防火対策を図るための緊急事業として、平成19年度から継続事業として、消火栓の設置、貯水槽に給水装置の設置工事を行っておりますが、20年度の設置件数をお伺いいたします。また、21年度においても、事業を継続して実施するのか、担当課長にお伺いいたします。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 学校教育法の改正によりまして、学校評価に関する規定が整備されました。学校は、学校評価を行い、その結果に基づき、学校運営の改善を図ることにより、教育水準の向上に努めることとする、としています。また学校は、保護者との連係、協力を推進するため、学校運営の状況に関する情報を積極的に提供することとなりました。

このような状況の中で、茨城県で唯一、利根町だけが、県教育委員会より、平成18年度、19年度の2カ年間、学校評価の研究委嘱を受けて実施した研究事業でございます。

研究テーマは、平成18年度文部科学省から出されました学校評価ガイドラインに基づいた学校の自己評価及び住民、保護者による外部評価の実践研究でございます。内容、目的等は、ただいま中野議員より述べられたとおりでございますが、まずは最初のご質問の研究の成果、課題についてお答えしたいと思います。

まず成果について、たくさんありますが、主に3点、次のようなことが上げられます。まず一つ目、評価項目や評価指標の設定を、全職員で考えることによりまして、具体的な成果指標を意識した責任ある実践、根気強い実践、工夫された実践が見られるようになったと思います。そして、教職員の学校経営への参画意識が向上したと思います。

二つ目、自己評価の資料として評価項目を絞りました。児童生徒、保護者、教職員のアンケートの設問を同じにするようなことで、教職員との見方のずれを容易に指摘できました。教育計画を見直す契機となったのではないかと思います。

三つ目、学校評価を公開することで、これまで以上に、地域、保護者は、学校を協力的、好意的に見ていただき、開かれた学校づくりが推進されつつあります。

次に、課題について、主なものを次のようなことが上げられます。

一つは、学校評価の客観性を上げるために、アンケートの回数をふやしたり、その対象を広げたりすると、その分、集約やまとめに非常に時間がかかります。計画的に目標設定に沿った学校評価を策定する必要があると、このように考えます。

二つ目、教育活動に、数値目標の達成だけが目指されることがないよう、何が、どうされ、子供はどうなっていったかを見るように確認することが必要かと思っております。

三つ目、特に課題となることですが、外部評価委員の評価力の向上です。外部評価委員の方々は、教育の専門家とは限りませんので、学校の教育力、教員の授業力を検証すると

いっても限度はあると思います。ただし、教育の専門家ではなくても、企業で活躍した方、また立派に子育てをしてきた地域の方々がかかわる学校、教職員への見方は、確かに温かいものが伝わってくるものが多く、学校、家庭、地域のそれぞれの教育力が高められているのではないかと思います。

四つ目、管理職の先生方からは、授業参観や教員面談を効率的に行いまして、教員評価と学校評価をどう関連していくかといった課題も出てきています。学校評価と教員評価の目標連鎖等を今後考えていきたいと思っております。

今年度から、県の研究指定はなくなりましたが、継続的な研究は必要と考えております。今年度初めの校長会を通して、継続的な学校評価を続けることを確認しています。

次に、2点目の保護者、住民による評価の進め方についてですが、学校長の短期経営目標をもとに評価項目を設定しました。評価項目は、学校の実態に応じて違いはありますが、基本的には、知徳体の7項目程度に設定されています。そして、目標に基づいた取り組みのあと、教師、児童、保護者より、年2回のアンケートをとり、自己評価資料としてまとめていきます。それをもとに、外部評価委員の方々に評価状況を説明いたします。外部評価委員の方からのご意見をもとに、各学校で自己評価書としてまとめ、自己評価書をインターネットにより、あるいは学校だより等で公開してまいりました。

次の三つ目のご質問、PDCAサイクルの策定に当たっての教育委員会による指導助言についてですが。初めに、組織づくりに当たりまして、県教育委員会と協力した運営委員会と推進委員会を設置いたしました。また筑波大学の教授を招いての研修会を実施しております。

プランの計画づくりについては、学校と児童生徒、地域住民が理解できる目標の設定や、県町の指導方針との関連、知徳体の調和と、評価項目の重点化等を話し合っております。

次に、ドウの実行の段階におきましては、学校訪問として、各学校3回、外部評価委員会の定期的な開催、学校開放日を開催するような指導助言をしてまいりました。

次に、チェックの評価段階では、教師、児童、保護者の三者のアンケートの実施や、わかりやすい評価指標や、授業の視点など確認し合っております。

最後のアクションの改善の段階では、自己評価書を提出していただき、それをもとに次の計画に生かすような助言をしてまいりました。

2カ年の実践でございましたが、利根町だけが委嘱された研究事業でございますので、県教育委員会のホームページにも詳しく紹介されておりますので、ぜひごらんいただきたいと思います。

また、結城市の教頭会を初め、多くの方々が状況を聞きに訪問しておりました。また5月には、関東甲信越静岡の町村教育長会での研究発表の依頼を受けて発表してまいりました。また、「広報とね」で紹介いたしました。JICA国際協力機構が立ち上げた教育研修コースで、中南米の教育次官の方々が、文間小学校に、学校評価の研修に訪問されてお

ます。学校評価が重視されておりますことから、今後とも継続的な研究の必要性を痛感しております。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） それでは、中野議員の質問にお答えいたします。

私の方からは、通学路の整備、1点のみお答えしたいと思います。

町道227号線、これは四季の丘から布川小学校への通学路でございますけれども、確かに現状では、道路は舗装幅と申しますか……。前後いたしましたけれども、今申し上げたというので、2273号線から、済みません、前後いたしました。この道路は、舗装幅と申しますか、有効幅員が1.8メートルと、狭いわけでございますけれども、狭いところがあるわけでございますけれども、車両が通る、子供たちは、車両が通過するのを待つということになるかと思えます。この区間、150メートルぐらいの区間でございまして、現状での拡幅はできないというようなことで、今担当課の方で、改良を含めた工法等を検討しているところでございます。

また、この場所は、地籍調査が行われておりませんから、境界確認ができていないというようなことで、大変工事等を進める場合に難しい面があるのかなというふうに思っておりますが、経費の検討も含めた中で検討していきたいというふうに考えております。

前後いたしますけれども、町道112号線について申し上げますと、中谷、無量寺から龍ヶ崎市区域までの間、総延長約4,030メートルでございます。これは利根町東部を南北へ走る文間、東文間地域の、また龍ヶ崎へのアクセス道路として、公益的な道路として大変重要な道路であるというふうに認識しているところでございます。

しかしながら、この道路は、ご承知のように、無量寺から立木までの区間約1.6キロメートルにつきましては、利根地区の基盤整備によりまして、道路用地として換地されております。そういうことで、拡幅といいますか、改良の計画を立てていかなければならないというふうに考えております。

また、大房地先から龍ヶ崎市までの1.3キロの区間につきましては、平成15年度までに歩道が併設された道路として供用されておるわけでございますが、立木地先から大房地先までの約1.2キロのこの区間、これがまだ未整備となっております。

以前は、この区間につきましては、合併特例債でこの区間を整備しようというようなことで進められておりましたけれども、その特例債の活用ができない現状でございますので、全面整備につきましては、3月の議会でも申し上げましたとおりでございますので、必要性は認識しておりますけれども、民家等も多くあり、大変移転費用もかかるというふうなことで、現状では、でき得る限り安全対策をとっていきたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどいただきたいと思えます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） それでは、最後のご質問の防火対策強化の進捗について答弁いたします。

平成20年度の消火栓並びに防火水槽給水装置の設置件数でございますが、消火栓につきましては、既に8基を新規設置してございます。内訳としましては、文地区に2基、布川地区に3基、文間地区に2基、東文間地区に1基でございます。またこのほかに、消火栓ではございませんが、利根消防署内に、タンクつき消防車、こちらへの給水栓を1基設置してございます。

これはタンクつき消防車、現在、給水のためには、竜ヶ崎南高校の南側にある消火栓、外周道路のところ、あそこ交通量がないということで、邪魔にならないということで、そちらまで行って、それでタンク車に給水しているというような状況ですので、30ミリしかないので、消火栓としてはちょっと役には立たないのですが、給水栓としては十分に役に立つということで、給水栓を1基設置してございます。また、この給水栓は、その隣にありますコスモ石油のスタンド内にある防火水槽への給水栓としても役立つということで、消防署内に1基設置しました。

そのほかに、防火水槽給水装置の設置につきましては、現在、現地調査と測量が終わっております。7基について終わっておりまして、設計書の方は作成中でございます。設計金額が出た後、工事費に残金が出た場合には、予算の範囲内において追加して設置することも考えております。

また、消火栓等の設置事業につきましては、消防水利の基準を十分に満たせるよう、またそれ以上の消防水利を設置できるような形で、平成21年度以降も継続して実施していきたいと考えております。

以上です。

議長（岩佐康三君） 中野敬江司君。

7番（中野敬江司君） ご答弁ありがとうございました。

それでは、再度教育長から質問をさせていただきます。

学校評価の研究事業を、この研究事業を終わりにして、学校その他のところにおきまして、何がどう変わったか、その変わったところがありませんか。例えば、先生方の意識や授業の仕方、それから保護者の学校に対するかかわり方など、こういったものは考えられると思うのですが、この点はどのように変わっていったか、もしお気づきの点がありましたら、お答えしていただきたいと思っております。

また、課題を解決し、成果を上げるためには、これは継続して取り組む必要があると私は考えております。先ほど、教育長も多々触れてはおりましたけれども、20年度におきまして、何かこの学校評価に関する事業が取り組まれているかどうか、この辺がありました

らぜひご答弁をいただきたいと思います。

また、ただいま教育長が、答弁の中で、教員評価の実施についても若干触れられておりましたが、この教員評価、ぜひ学校の先生方に対しても、これは入れていただきたいと思っております。

今日、これは避けて通ることはできない問題と私はとらえておりますし、また、教員の資質や能力を高めて、指導力の向上を図るために大切な制度じゃないかなと考えているところでございます。その結果としては、先生自身のためでもあり、また、子供のため、学校のためにもなるかと思っております。

先生方は、利根町の学校で奉職してよかったと感謝される、そういった行政をぜひ構築していただきたいなと思っております。教育委員会の指導に私は非常に期待しておりますので、その負託にひとつこたえていただきたいと思っております。

あと、教育委員会の教育長をお願いしておきたいのは、教育行政というのは、なかなか町民のところに、やっている活動が伝わってきていない部分が多々あると私は感じております。そのために、何をどう使ってやるかといえば、やはり教育委員会独自の広報を出していくのか、また「広報とね」の中のスペースをかりながら、その教育活動を、地域の皆さん方に知らせていくということも重要じゃないかなと私は考えておりますので、この件をぜひご検討していただきたいと思っております。

もう一つ、これは通学路の問題でございますけれども、確かに財政負担は大変なところ私は十分承知しております。ですけれども、子供の命の安全をどうして守っていくかということが、まず第一義じゃないかなと考えております。

火災が発生いたしまして、フレッシュタウン、それから早尾台の火災の教訓から、いわゆる町の防火設備の不十分さが、町政の中でも認識されたのじゃないかなと思っております。その対応を、迅速に対応していただいて、本当に消火体制は強化されたと私は考えております。この辺の体制の迅速な対応本当にありがとうございましたと、町民にかわってお礼を言いたいぐらいな私は気持ちでおりますのでございます。

そういった迅速な対応をしていただいた、これは町民の財産を守る観点ですけれども、町道、通学路の整備は、子供の命を守るために何が何でも必要なことじゃないかなと思っております。

2273号線は、先ほど町長から答弁の中で、1.8メートルぐらいしかない、それでまたこの区間は、この地域は、地籍調査が済んでいないということですが、この2273号線の150メートルの区間、この道路は幅員がちゃんと決まっているのかどうか、地籍上、問題なくこの幅だけはちゃんと確保できているのかどうか、これをまず確認したい。

そして、ぜひお願いしたいのは、今はもうこの道路は、かなりひび割れも入っていて、現地を見て把握していると思っておりますけれども、非常にひび割れが入ったり、凹凸が出たりしておりますので、ぜひこれは早急に簡易舗装して、きちんと整備していただきたい。そ

のお金は、そんなにはかからないと思うのです。ですから、この整備だけは早急にやっていただきたい、これをお願いしておきます。

それから、112号線、これは確かに民家がありますし、拡幅をするには大変なお金がかかりますけれども、安全策を講じるためには、単年度の工事では本当に財政上できません。これは私も認識しております。ただ、継続事業で、これはやるという姿勢を、ぜひ示していただきたいと思います。危険個所から、継続事業で、ちゃんと手をつけていくと、その姿勢を、やはり町として子供の命を守るために姿勢を見せていただきたい。そのための町長の決断をぜひお願いしたい。子供への思いやりがあれば、町長は決断していただけるのではないかなと思っているところでございます。

それから、防火対策、これは本当にありがとうございました。ただいま今年度20年度におきましては、防火水槽への接続、これは7基、それから消火栓の設置が8基ということで、大分整備されてきたと思います。この中で、一つ確認しておきたいのは、この防火水槽に接続する8基のうち白鷺の水槽、これは2基今つながっていないですね、ここの資料では、これをつなげる計画はあるのかどうか。それと、この8基、あと残りの6基については、どこをつなげる予定なのか、明確にご答弁をしていただきたいと思います。

2問目はこれで終わります。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） それでは、二つ目のご質問にお答えしたいと思います。

ご質問は四つあったかと思いますが、その一つで、学校評価を実施して、どう変わったかというようなことですが、実際、県の指定を受けまして、2年間で700万円の予算をいただいたわけですが、教職員の意見の中で、初めは、苦勞ばかり多くて大変だということを聞かされたのは事実でございます。

しかしながら、実際研究してみますと、学校評価は、子供たちの成長を目指すための取り組みであることが再認識できました。学級経営の充実や授業の改善ができるようになったのではないかなと思います。保護者や児童の意見に耳を傾ける機会になりました。また授業公開を通して改善への姿勢が高まってきたと思います。

そして、教職員の方の意見をちょっと聞いてみたのですが、ある職員から、組織力の向上によって、教職員の資質の向上、それから学校活性化に努めて、これから求められる児童の育成に邁進したいと、このような意見が、実際出されるようになったということ。大変これ貴重なことかなと思います。

また、児童、保護者のアンケート結果と関連づけて分析することで、教職員の取り組み状況と、児童生徒のプラスへの変容が、必ずしも一致しないことが気づきます。例えば、ある学校ですが、英語活動とか読書を、教師はよくやっていると感じても、児童からとると、その評点は低い、保護者になるとさらに低いです。そのようなこと、なぜこれがこの

ように、教師がそう思っても、子供たちは低いのだろうかというようなことを考えるきっかけによりまして、これはアンケートのとり方にもありますが、成果の出ないその原因を究明することで、これまでの児童指導へのあり方を考えるきっかけになったのではないかなと思います。

それからまた、児童生徒にとっては、教職員が親身になって考えてくれているというような思いも高まってきたのではないかなと思います。また、保護者からも、アンケートやご意見要望も多数いただきまして、教育活動の改善に生かしていけるのではないかなと思います。

それからまた、外部評価委員の方々に、数多くの授業参観、それから学校行事等を見ていただく機会が多くなりました。学校改善に向けての好意的な意見が多く出されるようになっておりました。

以上のようなことが上げられます。

続いて、二つ目の、今後の対応なのでございますが、予算面での支援はなくなりました。しかし、先ほどから申し上げておりますとおり、学校評価の必要性は変わりありませんので、今までの研修の成果を生かして続けていきたいと思っております。既に、各学校評価委員の方々には、引き続きご協力をいただいております。これはボランティアという形でやっております。

また、ITサポートという方々、ボランティアで、いろいろコンピューターなり、それからアンケートの集計等をやっていただいたのですか、今学期も、今年度も、やりますというような温かい気持ちで、約700ぐらい、中学校で700、800ぐらいあるようなアンケートの数を、全部集計していただきまして、学校集計表が、つい最近届きまして、これを見ながら、職員、保護者、生徒のそういった傾向等を見て、今後の教育行政にも生かしたいなというように考えております。

特に、私の方で、年度当初、家庭学習を習慣化を図れるようにというような指導方針を出しております、学校では、具体的に指標として、家庭学習提出60%だということに求めまして、それぞれアンケート状況を入れるのですが、それに対して、学習の手引というのを新たに学校でつくっていただきました。それについて、家庭学習が習慣化しているような工夫に努めていると、92%の職員が努めているというふうな意見を出しております。ただ、子供たちがまたちょっと低いのかなと、家で自分で計画を立てて勉強していると、約56%。それから、親になるともっと低くなっております。お子さんは計画的に家庭学習を行っているか48%。これは家庭学習の手引に対して、宣伝不足もあるのかもしれませんが、このようなものをもとにして、いろいろ今後も続けていきたいなと思っております。

逆もあります。「学校だより」とか、「学年だより」「学級だより」なんかを発行して、学校で生活の様子や家庭の生活に知らせていると、教師の方は55%しかないのです。しかしながら、子供たちは、「学年だより」などいろいろなお便りを忘れずに家の人に渡して

いるとか、これ74%、それから保護者は、「学校だより」学年、学級だよりを通して学校の様子がよくわかる72%というように、教師が低いのはなぜ低いのかなというように思います。これは恐らく「学年だより」はきているが、「学校だより」をつくっていない職員があるのかなということで、恐らく正直に「学校だより」をつくっていないのだということで少なくなったのかなと。

そのようなことで、たくさんのこの項目に、実際に、もう1学期のアンケート集計が終わっていますから、これから第2回に向けて2月か3月になると思いますが、これをもとにして、今度は第1回目のPDC、DCAといきますけれども、そういったサイクル、PDC Aサイクルをもっと進めていくというふうな方向で考えております。

それから、三つ目の教員評価についてですが、これについても、ちょっとこれは難しいことなのですが。現在は、ご存じだと思いますけれども、勤務評定というのをしております。教職員については学校長が評定します。校長については、教育長が評定をしております。これは主に、能力面の評定となっております。

それで、新しい教員評価が最近できました。この評価は、人材育成活性化システムというふうに名前を表しております。現在は試行の段階で、将来はこの評価が給与にまで反映させるという構想もございます。

教員評価においては、先ほど言っているように、能力面の評価とともに、職員のその達成度の評価を取り入れております。学校評価の目標をもとに、各教職員が、本年度取り組む目標を設定しまして、自己申告書を学校長に提出させます。その次に、その自己申告書に基づいて、これもPDC Aサイクルによって、目標に対して、今度は実際に職務を遂行するわけですが、その職務の遂行の状況によって、校長との面接によって授業力を高めていくと、そして努力させ、そしてまた面接、実践を通して教師力を高めていくというようなねらいがございます。当然学校長についてもそうです。同じようにして、学校長については、私との面接を通して、経営目標についてどうかというようなことを、ともに指導し合っております。

夏休みには、全職員がこの公民館に集まりまして、その中の代表者の発表会、いわゆる自己目標の中間発表会ということで、そのような発表会を行っております。教職員一人一人にとっては、自己目標の達成が課題となるために、負担はかかるのではないかなという戸惑いもありますが、やはりこのプロセスを大切にして、いかに教職員の意欲を高めるか、これが大切だと思います。余り上から、達成していないからということで抑え過ぎると、逆に今度は職員がまいってしまいます。意欲を失ってはいけませんので、これをいかに意欲を高めるかというのが、やはり学校長なり、また私のそういったものにかかってくるのではないかなと思います。

ですから、この個人の目標あるいはグループとしての目標もございます。それが学校目標、いわゆる学校経営上の目標連鎖ということで、学校評価につながるというように考え

ております。

これもまだ始まったばかりのことですので、いろいろなご意見がありました。今後こういったものを通していかなくちゃならないと思いますが、いずれにしても、この教員評価を通して、教職員の資質向上が、学校経営にとって重要と考えるので、これはぜひ進めていかななくてはならないかなと思っております。

四つ目には、教務員への周知というふうなことでご質問がありました。これは教育委員会の方から、いわゆる教育委員会の中でも話題になりました。できるだけ、学校の状況を知らせてくれ、そうじゃないと住民はわからないのだというようなことがありました。

実際に、各学校は、それぞれの地区の住民の方々には相当な文書を配っているのですが、ほかの地区の方にはわからないというようなこともありまして、今年度は、できるだけ「広報とね」に掲載するよということ、まずその手始めに、せっかく統合した小中学校でございますので、全部の学校をこの「広報とね」に載せるよということ、先月号には、たしか文小学校が出たと思っております。それから利根中ももう出されております。全部の学校をそういったものに出します。

それからまた、いろいろな大会で、全国大会へ行ったこととか、それからいろいろなよいことをぜひ取り上げて、町民の皆様方にご理解をいただきたいよということ、できるだけ「広報とね」を使って情報を提供したいよというふうにご考えておるところでございます。よろしくお願ひします。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 都市建設課長飯田 修君。

〔都市建設課長飯田 修君登壇〕

都市建設課長（飯田 修君） それでは、私の方から、通学路の整備につきまして、ご説明をさせていただきます。答弁をさせていただきます。

初めに、現在、道路幅員というか、境界は決まっているのかということですがけれども、先ほど町長が申しあげましたように、地籍調査事業、あそこは除外区域として、除外したという理由ですがけれども、以前、住宅開発地が予定されるよということ、除外地として、利根町は地籍調査を完了した町村という形で位置づけされておまして、あの地域は開発区域に入るとよということ、地籍調査実施されておりません。境界は、今現状で、私確認した中では、明確な境界が出せません。

簡易舗装でもというお話ありましたがけれども、先ほど町長、1.8メートルと申しあげましたがけれども、舗装幅が1.8メートルで、車両、乗用車がやっと通れるか通れないか、私は公用車で通ったのですけれども、やっとなで、子供が雨の日は傘をさしてよといつては、やはり両方の通行は絶対にできないと。簡易舗装でもというお話はあったのですけれども、道路の幅員というか、有効幅員じゃなくて道路幅を確認したところ、現状では3メートルなんですね。ですから、水田と町道があるのですけれども、その高低差は余りない

のですけれども、現状での1.8メートルの改良をかけて舗装し直しということであればできますけれども、それ以上確保することは現状では困難でございます。

これを境界確定してということになりますと、やはり職員では、ちょっと制度的に難しいところが出てきますので、現地立ち会いと測量士等の委託しますと300万円近くの間、それだけでもかかってきます。果たしてそれで3メートル以上の道路幅員があるのかないのかというのは、またそこで明確に私答えられませんので、今の現状では、改良も現状の1.3メートル、できても2メートルということで、子供が傘さして通ればそれでもういっぱいという状況で、現状での簡易な改良は難しいというふうに考えております。今後、いろいろ精査してはいきたいと考えております。

それから、112号線ですけれども、今後の計画に盛り込んでいくべきだというお話ありましたけれども、私も町長も計画に盛り込んでいきたいと、そういう考えは、やはり議員と同じ考えでございます。ただそこには、町長が申し上げていましたとおり、一番大きな問題経費でございます。この立木から大房までの区間1.2キロと申し上げました。概算で5億円強の経費が必要であろうというふうに、あらあらで算出していますけれども、町の全体的な計画に、今盛り込むというのは大変厳しい状況であるということでご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

議長（岩佐康三君） 総務課長福田 茂君。

〔総務課長福田 茂君登壇〕

総務課長（福田 茂君） 現在予定している防火水槽への給水装置の設置場所ということでございますが、ご質問にありました白鷺の町には、北側それから南側と2カ所の防火水槽ございまして、北側の防火水槽につきましては、これは水道課の方の要望もございまして、上水道の排泥ができないというような状況もあって、排泥を兼ねて消火栓を防火水槽のすぐそばに設置して対応いたしました。それと南側につきましては、今年度予定しております。

それと、そのほかには、布川営農組合倉庫前、それから八幡台自治会館内、それと三番割地域活動センター内、そのうち、ちょっとこれ場所が、言葉で申し上げるとよくわからないのですが、大房の前教育長、大野教育長の自宅の反対側の方に防火水槽が1基ありまして、そちらにもつける予定でございます。それと、惣新田地内の三峯神社の南側、それと中島組の資材置き場の東側、この7基を設置予定でございます。

議長（岩佐康三君） 中野敬江司君。

7番（中野敬江司君） 時間も少なくなりましたけれども、最後の質問を簡潔に述べたいと思います。

まず、教育行政についてですけれども、学校評価、本当に、19年、20年度で、県の方から700万円ほどいただきまして、研究成果を上げていただいたのですけれども、これは僕

が一番心配しているのは、学校というのは、子供たちもかわっていきますし、卒業していきますね、どんどんかわっていきますね。先生方、これはもう2年に1回、早い人は1年ぐらいでかわっていっちゃうと、校長も当然かわります。そこで、継続してこの事業をきちんと利根町で、教育委員会が指導して継続してさせないと、これは今までやったのは何だったのかということになりかねないのですね。ですから、そういう面では、今、利根町では、この評価制度を、研究事業として終わった段階で、全国から注目されておりますし、また先ほど教育長がご答弁の中でありましたけれども、地域のほかのいろいろな問い合わせがきているというこの成果があるのですね。ですから、この成果の火を消さないためにも、教育委員会の指導で、毎年、継続的に事業をするということ、ぜひ教育長にお願いしておきたいと思えます。

それから、道路問題、これは2273号線、これは今、地籍調査で確定するまでには非常に時間もかかるし、それから経費もかかるということで、ご答弁いただきましたけれども、今既存のある道路、ここを簡易舗装をきちんとやっていただいて、子供たちの通学が安心してできるように、これはきちんと整備していただきたい、これは課長よろしく対応お願いしたいと思えます。これは町長にお願いしなくちゃいけないのですね。町長よろしくひとつその辺をお願いいたします。

122号線、これは認識としては、私と同じ認識をもっているということでございますので、財政の許す範囲内で、安全箇所を確保、ぜひやっていただきたいと思えます。さっき町長の答弁の中で抜けておりましたけれども、安全対策を講じていくということですので、具体的にどういう対策を講ずるのか、この辺は、今考えている、検討している事項がありましたら、町長の方からよろしくお願いしたいと思えます。

それから、防火対策の件ですけれども、福田課長が、先ほど、21年度も、事業を継続していきたいというご答弁をいただきました。また、不用額が出た場合、不用額が、今のこれは防火水槽に関しては945万円計上してございます。それから消火栓については880万円、20年度に予算計上してございます。この不用額が出た場合、消火栓は、町内全域をもう一度総点検していただきまして、不用額は残さない、安全対策のためにぜひ使って、町民の安全で、安心できる消火設備の充実を図っていただきたいということをお願いして質問を終わります。

以上です。

議長（岩佐康三君） 答弁はありますか。

7番（中野敬江司君） 答弁をお願いします。

議長（岩佐康三君） 教育長伊藤孝生君。

〔教育長伊藤孝生君登壇〕

教育長（伊藤孝生君） 学校評価の継続的な研究については、今後とも進めていくように努力したいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（岩佐康三君） 町長井原正光君。

〔町長井原正光君登壇〕

町長（井原正光君） いろいろ地主との交渉もございますので、きょうあすというわけにもいきませんから、やはり長期計画の中で検討していきたいというふうに思います。

簡易舗装云々ということもありましたけれども、果たして簡易舗装が現地に合うのかどうなのかも含めて、今、担当課の方でよく調べさせますので、よろしくお願ひしたいと思います。また将来計画としては、もしその地主の方なんか知っていれば、事前に議員の方からお話いただいて、交渉がスムーズにいくように、ひとつよろしくお願ひしたいというふうに思います。

議長（岩佐康三君） 中野敬江司君の質問が終わりました。

以上で、通告による一般質問はすべて終了いたしました。

議長（岩佐康三君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

あす9月10日から9月18日まで、議案調査並びに委員会審査のため休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐康三君） 異議なしと認めます。したがって、あす9月10日から9月18日まで、議案調査並びに委員会審査のため休会とすることに決定いたしました。

議長（岩佐康三君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回は、9月19日午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

午後4時14分散会